「弘仁式」・「貞観式」逸文集成の補訂とその考察

附「『本朝月令』所引「弘仁式」:「貞観式」逸文一覧」:「「弘仁式」:「貞観式」新出逸文一覧(稿)」:「弘仁式貞観式逸文集成目録(稿)」

TAKAHASHI Tomu The Revision and Examination of the Collection of Surviving Fragments of Kojinshiki and Jouganshiki

局橋人夢

はじめに

立の前提となる両式逸文の集成が最も基礎的な作業の一つになる。していない。そのため『延喜式』の研究と利用において、『延喜式』成背に弘仁式部式・主税式の断簡を残す以外には、まとまった形態で現存「弘仁式」と「貞観式」は、早くに散逸し、九条家本『延喜式』の紙

今日、「弘仁式」・「貞観式」の逸文研究を進めるに当たり、虎尾俊哉の日式逸文を引用する新出史料が紹介されるなど、その補訂が必要可を図ったものである。しかしながら現段階では、後述するように、公正を配列し、対応する『延喜式』条文とともに掲載し、逸文利用の便ごとに配列し、対応する『延喜式』条文とともに掲載し、逸文利用の便ごとに配列し、対応する『延喜式』条文とともに掲載し、逸文利用の便ごとに配列し、対応する『延喜式』条文とともに掲載し、逸文利用の便可を図ったものである。しかしながら現文である。この一書は『本と記すと言言を図ったものである。しかしなが品が紹介されるなど、その補訂が必要である。

本稿は両式の新出逸文を集成し、逸文利用の便宜を図ることを第一の

ても再検討を試みることとしたい。問題点も少なくない。そこで、新出史料を踏まえつつ既知の逸文につい

目的とするが、「弘仁式」・「貞観式」の個別条文の検討は非常に難しく、

「弘仁式」・「貞観式」研究の研究史

仁式」・「貞観式」研究の研究史を概観しておきたい。研究の進展がみられる。そこで、まず簡単に『逸文集成』公刊後の「弘料が紹介されたり、『逸文集成』に関して何点か問題点も指摘されるなど、先に述べたとおり、『逸文集成』公刊後に両式新出逸文を含む新出史

た。 ともあり、 訂本を公刊したことにより、より正確な校訂文による研究が容易になっ 従来は群書類従本と尊経閣文庫本『本朝月令要文』に頼らざるを得なかっ て正した。 「弘仁式」・「貞観式」逸文を多数引用する『本朝月令』については 鎌倉時代写の九条家本が整理公開され、また清水潔氏が新たな校 書評が呈された翌年に虎尾・早川万年氏により補訂がなされ また、 『逸文集成』に校訂上での若干の問題が生じていたこ

が明らかにされ、さらに、 に引用される『本朝月令』逸文が貞観馬寮式御牧条逸文でもあること 中行事』はその後翻刻が公刊され、全文の披読が容易になった。また に藤原行成撰『新撰年中行事』の完全な伝本が残されていたことを報告 出史料も紹介された。 勘例 九九九年には、川尻氏により『北山抄』巻九、羽林要抄、信濃馬日事 他方、 その中に両式の新出逸文が存在することを明らかにした。『新撰年 中に弘仁宮内式の新出逸文が含まれていることが紹介された。 『逸文集成』 刊行後に「弘仁式」・「貞観式」逸文を引用する新 一九九八年に西本昌弘氏が京都御所東山御文庫 二〇一五年に小倉慈司氏により陽明文庫所蔵

反映されている。 上・中・下が刊行されており、 この間、 『延喜式』の校訂文・注釈書として虎尾俊哉編 『逸文集成』 刊行後の両式逸文の成果も 『延喜式』

う。また、近年は影印や画像の参照も容易になりつつあり、 用されており、他史料と比較することで、逸文研究に資するものとなろ を顧みた。『新撰年中行事』には新出逸文以外にも多数の既出逸文が引 上で、 以上、 逸文研究が行われることが望まれよう。 『逸文集成』 刊行後の「弘仁式」・「貞観式」に関わる主な動向 正確な校訂

「弘仁式」・「貞観式」逸文問題点の考察

観式」逸文各条文とで対応する箇所に同傍線を引いた。 に再検討を加えることにより、 中に引用された参考逸文等について問題点を五点取り上げ、 章では、 容易でないため、その作成過程で生じた疑問も少なくない。 「弘仁式貞観式逸文集成目録 筆者は今回、 以下、 『延喜式』と「弘仁式」・「貞観式」の対応条文関係や新出史料 個別条文を検討するにあたり、 既出逸文と新出逸文を合わせて、 (稿)」を作成した。しかし、逸文の確定は 新たな知見を導き出すことを試みる。 『延喜式』と 諸司式の順に配列した 「弘仁式」・「貞 そこで、 既知の逸文 本 な

お、

(一) 太政官式14造館舎・ 14文殿公文・14厨家別当条対応条文について

延喜太政官式43造館舎条

「弘延」 (艦頭標註、以下同ジ)

凡造 且加 二年為」限、二月相替、 別当少納言・ |館舎 |勘定|、若有| 1 所者、 ;¦臨↘事不了之輩 ; 、不;;必待 〈太政官曹司、 弁・外記・史、 別当先検 三破損一、 弁・外記候所、 及預太政官・弁官史生各一人、 随行 料物 ル限、 大臣曹司及厨等 将」従一改替 其所 修繕

延喜太政官式44文殿公文条

「貞延

相替、 凡左右文殿公文者、 史一人永勾当、 其預左右史生各二人、 毎年二月

延喜太政官式45厨家別当条

「弘貞延

凡厨家別当、 少納言・弁・ 二月列見之後相替 外記・史各一人、 及預太政官并左右史生

『撰集秘記』二月官所宛事 条(14)

上月岁马

二年為¸限、二月相替、別当先検;|破損; 、厨等類、〉別当少納言·弁·外記·史、及預太政官·弁官史生各一人、式云、凡造;|館舎;所者、〈太政官曹司、弁·外記候所、大臣曹司及

目搼、凡左右文殿公文者、史一人永勾当、其預左右史生各二人、毎年二月

各一人、並一年為」限、二月列見之後相替、凡厨別当、少納言・弁・外記・史各一人、及預太政官弁左右史生

所者、正月相代、 弘仁式、館舎及公文厨者云々、毎年八月一日相代、別当造;;曹司;

·新撰年中行事』上、二月十一日官所充事条

官所充事

二年為¸限、二月相替、別当先検;,破損,、尉等類、〉別当小納言・弁・外記・史、及預太政官・弁官史生各一人、慰等類、〉別当小納言・弁・外記・史、及預太政官・弁官史生各一人、武云、凡造;,館舎,所者、〈太政官曹司、并・外記候所、大臣曹司及武云、凡造;,館舎,所者、〈太政官曹司、并・外記候所、大臣曹司及

一人、並一年為」限、二月列見之後相替、凡厨別当、小納言・弁・外記・史各一人、及預太政官并左右史生各文殿公文者、史一人永勾当、其預左右史生各二人、毎年二月相替、文殿公文者、史一人永勾当、其預左右史生各二人、毎年二月相替、

者、正月相代、別当造二曹司」以仁式、館舎及公文厨者云々、毎年八月一日相代、別当造二曹司」

に対応するとみてよい。『新撰年中行事』にもこの「弘仁式」逸文が引「弘仁式」逸文が掲げられているので、「弘仁式」逸文はやはりこの三条行事』二月十一日官所充事条においてもこの三条が引用された後段にの比較が困難であり『逸文集成』中で明確にされなかった。『新撰年中文集成』にも所収されたが、『延喜式』条文との対応関係について、そ仁式」逸文は『撰集秘記』二月官所宛事条に引用されているので、『逸仁式」逸文は『撰集秘記』二月官所宛事条に引用されているので、『逸仁式」逸文は『撰集秘記』二月官所宛事条に引用されているので、『逸仁式」逸文が掲げられているので、『逸に対応するとみてよい。『新撰年中行事』にもこの「弘仁式」逸文が引用されているので、『独立書」に対応するとから、『弘仁式』の三条に対応する「弘任式』の三条に対応するとの三条が引用されているの三条が引用されている。

仁式」では八月一日(造曹司所別当は正月)であったことは確実であろう。 こと、『延喜式』の規定する交替期限がいずれも二月であるのに対し、 政官厨家の別当等の交替期限を定める条文が「弘仁式」に存在していた なると考える。仮に「説明文」であったとしても、造館舎所・文殿・太 で確認する『小野宮年中行事』が数条を一条に合併している例が参考に るか「説明文」かは未だ検討を要するように思われるが、 作成したのか等、 中に鈴木氏が指摘したような事例は他に見えず、 て、藤原行成が説明を施した文章であるとした。しかし、『新撰年中行事』 用した取意文ではなく、『延喜式』の三条と「弘仁式」との関係につい 格については検討を要する。鈴木琢郎氏は、『新撰年中行事』・『撰集秘 証するもので、その意義は大きい。ただし、 用されたということは、 所引の「弘仁式」逸文は、文意が不明瞭であるがため、 疑問に思う点も少なくない。本逸文が 『撰集秘記』 所引 「弘仁式」逸文の信憑性を保 この「弘仁式」逸文の性 何故この文章を行成が 私見では次項 「取意文」であ 省略して引

延喜式部式上89国忌条(二)式部上89国忌・71帰却・73十二月国忌条対応条文について

亦同、〉 度之類一、七十已上者不」在一此限一 故不」向者、 采女・主水・弾正・勘解由及諸武官不」在 内匠・主税・織部・大膳・木工・大炊・主殿・掃部・内膳・ 大蔵・宮内・左右京等、 諸寮已上史生一人向」寺供」事、 六位已下三分之二参、 凡国忌斎会者、諸司五位已上一人、 其崇福寺唯図書·治部·玄蕃六位已下官二人、 勿」預二節会一、 春宮坊三月十七日・廿一日、 並五位若六位一人参、 介謂 但中務・縫殿・民部・主計・ 東西 参議已上・弁・中宮・内蔵・陰陽 六位已下一人、 一寺闕一 三此限一、 一度已上 其散位五位已上無 史生一人向之 〈文官帯 八月二度参、 〈但東西一 興福寺闕 造酒 隼人

延喜式部式上기帰却条

其六位已下闕;職掌,者、奪;季禄布二端;、凡参,国忌,五位已上、待;会事訖;乃帰却、若不」然者同;不参例

延喜式部式上73十二月国忌条

『新撰年中行事』上、正月四日国忌事条

(○前略)

并不、預、其六位已下闕、職掌、者、奪、季禄布二端、、武。五、東西両寺闕、二度已上、者、十二月両度、興福寺闕、一度、、真、武部式云、散位五位以上、無、故三度不、向、勿、預、節会、、貞

れている。 集秘記』にもみえているため、この逸文は既に 年中行事』所引貞観中務式にみられる。 月国忌条の三つの条文に対応する可能性がある。さらに類例が 貞観式部式については、 国忌条に対応すると比定している。 が引用されている。この両式逸文とほぼ同文が『小野宮年中行事』・『撰 『新撰年中行事』正月四日国忌事条には弘仁式部式・貞観式部式逸文 『逸文集成』では、この二条について、 『延喜式』では、 しかしながら、 69国忌条·77帰却条·73十二 『逸文集成』 『延喜式』の式部上69 『新撰年中行事』の にも採録さ 『小野宮

延喜中務式66荷前次侍従条

「貞

凡荷前使次侍従已上、若有二闕怠」者、移二式部省一、不、預二正月七

囲を確定する材料になる。

式逸文を他史料に引用されたものと比較することにより、

既出逸文の範

日節」、兼従二解却」、

貞

延喜中務式86荷前內舎人条

『小野宮年中行事』十二月十三日点荷前使参議已上奏聞事 条(音)凡荷前使内舍人有,|闕怠,者、奪,|一年季禄,|、大舍人奪;|夏冬衣服

衣服,、兼従,解却,、内舍人奪,,一年季禄,、大舍人奪,,夏冬正月七日節,、兼従,解却,、内舍人奪,,一年季禄,、大舎人奪,,夏冬直観中務式云、次侍従已上、若有,闕怠,者、移,,式部省,、不、預,

「小野宮年中行事」十二月十三日点荷前使参議已上奏聞事条に引用されている貞観中務式は、『延喜式』では66荷前次侍従条と88荷前内舎人条の二条に対応する。この対応関係について、黒須利夫氏は『延喜式』編纂時にわざわざ二条に分割するとは考え難いことから、『小野宮年中行事』所引貞観式逸文は藤原実資が『小野宮年中行事』編纂時に恣意的に事』所引貞観式逸文は藤原実資が『小野宮年中行事』編纂時に恣意的に事』が明道を表記した。

摘もあり、 併合されたものが であると述べた延喜太政官式と弘仁太政官式についても、数条を一条に に書写されたと想定することが可能となる。前項で未だ対応関係が不明 段階で三条を併合して作文されたものが、『小野宮年中行事』・『撰集秘記 年中行事』を作成する際に実資が作文したものではなく、『新撰年中行事 すなわち とができる。『小野宮年中行事』・『撰集秘記』はそれぞれ 観式部式逸文は「貞観式」三条分を一条に合併させたものと想定するこ 以上のように、 以上の指摘を踏まえると、『新撰年中行事』 『新撰年中行事』を参照しながら作成しているとの所功氏の指 新たに 新たに発見された『新撰年中行事』所引の弘仁・貞観 『撰集秘記』に書き写された可能性も考えられる。 『新撰年中行事』 が紹介されたことにより、 正月四日国忌事条所引貞 『行成卿抄』 『小野宮

(三) 式部式上76最勝維摩不参条対応逸文について

延喜式部式上76最勝維摩不参条

参者、五位已上不」預「,新嘗会節「、六位已下官奪」,季禄「、其参不者、凡可」参「,薬師寺最勝会・興福寺国忌并維摩会「王氏・藤原氏、若不

1,1太政官所」下簿,知之、

『新撰年中行事』上、三月七日薬師寺最勝会事条

禄」、其参不者、待二太政官所」下簿」警云々、同式部式、五位以上若不」参者、不」得」預二新嘗会」、六位以下奪二季貞官式、王氏五位以上参二此会」者、見役外給二仕還上日」、

『小野宮年中行事』三月七日薬師寺最勝会始事条

六位以下奪;|季禄|、其参不者、待;|太政官所」下簿;|知之、貞観太政官式云、王氏五位以上若不」参者、不」得」預;|新嘗会節; 、

『新撰年中行事』三月七日薬師寺最勝会事条に引用されている「貞官式」と「同式部式」は新出逸文であり、対応する条文も『延喜式』に各々みと「同式部式」は新出逸文であり、対応する条文も『延喜式』に各々みと「同式部式」は新出逸文であり、対応する条文も『延喜式』に各々みる。この「貞観太政官式」については『逸文集成』に所収されておらず、宮城氏は「貞観太政官式」については『逸文集成』に所収されておらず、宮城氏は「貞観式」では太政官式にあったものが『延喜式』では式部式宮城氏は「貞観式」では太政官式にあったものが『延喜式』では式部式店移ったと考えた。また、西本氏は『延喜式』の対応関係からみても「貞に移ったと考えた。また、西本氏は『延喜式』の対応関係からみても「貞性も依然として捨てがたい。延喜太政官式には『小野宮年中行事』三月七日薬師寺最勝会事条に引用されている「貞官式」を「貢観太政官式」、

「貞観太政官式」として指でがたい。

「貞観太政官式」であると述べた。ただし私見では『小野宮年中行事』所引の「貞観式」逸文が「太政官式」であるという可能性も依然として捨てがたい。延喜太政官式には『小野宮年中行事』所引作も依然として捨てがたい。延喜太政官式には『小野宮年中行事』所引作は、「本政官式」であるという可能性も依然として捨てがたい。

「貞官式」

延喜太政官式82興福寺条

「貞

人奪;「季禄」、王氏参,「薬師寺最勝会」亦同、
若有;「不参者」、下;式兵二省」、五位已上不」預;「節会」、六位以下官
お有;「不参者」、下;式兵二省」、五位已上不」預;「節会」、六位以下官
凡興福寺国忌并維摩会者、藤原氏行事大夫、点;「定氏中無」障之輩」、

右の条文は藤原乙牟漏の国忌と興福寺維摩会について述べた条文であるが、不参者がいた場合の対応について、「五位已上不」預二節会」、六位るが、不参者がいた場合の対応について、「五位已上不」預二節会」、六位るが、不参者がいた場合の対応について、「五位已上不」預二節会」、六位は重を要するものの、「太政官式」という引用先を尊重するならば、「貞慎重を要するものの、「太政官式」という引用先を尊重するならば、「貞慎重を要するものの、「太政官式」という引用先を尊重するならば、「貞慎式」では太政官式にあったものが『延喜式』では式部式に移ったという可能性や、「貞観式政官式」は「貞観式部式に類似の条文が存在みならず、「貞観式政官式」は「貞観式部式に類似の条文が存在みならず、「貞観式」段階までは太政官式と式部式に類似の条文が存在した可能性も想定しておく必要がある。

(四) 刑部式27売児条対応逸文について

延喜刑部式27売児条

為¸良、不¸須¸論¸罪、其大宝二年制¸律以後、依¸法科断、若売在;;庚寅年以後;及因;;負債;被;;強充;¸賤并余親相売者、皆改凡父母縁;(貧窮;売¸児為¸賤、其事在;;己丑年以前;者、任依;;元契;、

.小野宮年中行事裏書』十一月主殿寮進御殿炭及殿上侍料炭事条

二元契一、 弘式云、 科断 相売者、 皆改為」良、 若売在,,庚寅年以後,、及因, 父母縁,,貧窮,売,児為,賤、 不」須」論」罪、 其事在,,己丑年以前 其大宝二年制」律以後、 : 負 賃 |被||強充||>賤、 者、 并余親 依 任依 法

猶載,,此文,、制依¸法科断之文、依,,事重畳,除,,其繁,章歟、但為¸見,,旧事,、制依¸法科断之文、依,,事重畳,除,,其繁,章歟、但為¸見,,旧事,、式検,,延喜式,不¸載,,此条,、今案、律設,,売¸親充¸賤之罪,、式

弘仁刑部式云、父母縁,,貧窮,売、児為、賤、其事在,,己丑年以前,者、

宝二年制」律以後、依」以科断、任依」契、若売在二庚寅年以後,、皆改為」良、不」須」論」罪、其大

なお、 検討を要する。本稿で着目したいのは、 事要略 能となった。「及因、負債 代の式」の変遷を考察する上で念頭に置いておくべき諸事例であろう。 は該当する行事が には の諸写本中、この売児条が存在するのは、九条家本のみである。 用しているのは、『延喜式』に該当条が無かったためであると述べる。 法の効力を述べているにもかかわらず、允亮が「弘仁式」から同条を引 鹿内氏は、 ており、 である。 野宮年中行事裏書』に弘仁刑部式が引用されていたことから、 亮答で引用されているもののみ知られていたが、鹿内氏が紹介した これまで、 「弘仁式」・「貞観式」に対応条文が無いものも存在する。 九条家本頭注に 『延喜式』には売児条が無かった可能性がある。 弘仁刑部式を引用した後に「検¦延喜式」 不」載」; 所引弘仁刑部式逸文になく、 先の注記は令宗允亮の言であり、『政事要略』 売児条に相当する「弘仁式」 『延喜式』編纂以前に停止された等様々であるが、「三 「此条□不」見 被 |強充|レ賤、 この部分が式文か否かについては 他本」」とあるように、 『小野宮年中行事裏書』 并余親相売者」の部分は は、 『政事要略』 |此条||と記し これについて 編纂段階での 中の令宗允 その理由 『延喜式』 比較が可 『延喜式』 の注記 小 政

(五) 参考新出逸文についての検討

いる条文を検討するとともに、逸文研究の課題についても述べたい。本節では、「弘仁式」・「貞観式」逸文であると先行研究で推察されて

『小野宮年中行事裏書』(五月)京中賑給事条裏書

埋内・奴婢・六畜、知,,神所在,、明計避¸之、 (gww,) 凡天一神所¸遊之方、遷移、人官、行刑伐、売買種五穀物、 葬 | 紫静寒,在音月素響書、

らかの式文かとも思われる新出逸文であると述べている。

しかし、

延

は何

小野宮年中行事裏書』中に「凡」で始まる一文があり、

陰陽雑書』第九、方角禁忌吉 日(四)

陽雑書』等に先行する陰陽道書が のであろう。 で、式文ではなく陰陽道書の引用と考えるのが妥当であり、恐らくは 内容は天一神の祟りを避けるために慎むべき行動を列挙しているもの るが、その条文と先掲の 陰陽雑書』 買市、 天一方、陰陽雜書云、所」遊之方、遷移、 種殖五穀、 は十二世紀前半に活躍した賀茂家栄が撰した陰陽道書であ 葬埋内財・奴婢・六畜、 『小野宮年中行事裏書』 『小野宮年中行事裏書』に引用され 入宮電 知..神所在1、 0) 一条が酷似している。 行師、 征伐、 明計避」之、 嫁 陰

喜式』 を基にその問題点を指摘している いたので、 五○○例近くに上り、 逸文の集成に資するところは大きい。西本氏によると諸司式の引用は 年中行事』には多くの 『新撰年中行事』の成立した十一世紀初頭には既に延喜式が施行されて 「貞官式」・「貞観今案」など貞観式であることを明記する例 …三一 「弘仁官式」・「弘仁式部式」 など弘仁式であることを明記する例…三六例 |延官式」・「延式部式」など延喜式であることを明記する例 …三三 方、『新撰年中行事』所引の を想定するのが自然なように思われる。 単に「太政官式」・「式部式」として引用される場合には、 引用を明記するものは各々以下のとおりとなる。 「弘仁式」・「貞観式」の逸文が引用されており、 「式」に関する問題点もある。 しかし、 西本氏は次の 新

(a)延喜四時祭式下56毎月中宮御麻条

中宮晦日御麻〈東宮准」此〉

塩 人像四枚、 升 酒 米各一 安芸木綿一斤、 升、 稲 東、 〈東宮十両、〉 鰒 堅魚・海藻各一斤、 麻 一斤、 庸布 一丈四尺 腊一 升

勅曰参来、中臣称唯、 舎人叫」門、 内侍進奉、訖授,,中臣,、即執退出、其中宮·東宮奉儀, 其日中臣率 宮内省入奏、 一卜部 昇就::實子敷:、 進候,延政門、 退出召二中臣一、 転 ... 授内侍 . 、 〈並著二公服·木綿蘰 、〉 称唯捧||御麻|入就 降候二階下 同 ||六月晦 版位 大

『新撰年中行事』上、正月晦日神祇官奉御贖物事条

毎月中臣率 三 卜 部 進之云々

b 延喜左右近衛式18大雷条

内舎人立 一春興殿西廂一、 凡大雷時、 左右近衛陣||御在所|、 不…必待 |聞司奏|、 又左右兵衛直参入陣 常层殿前

『新撰年中行事』上、五月雷鳴事条

雷鳴事、 兵衛直参入、陣,,紫宸殿前,、内舎人立,,清涼殿西厢 〈入;|秋節 | 侍汰云々、近衛式云、大雪時、 陣 御在所 又

喜式』 西本氏が述べているとおり、引用される諸司式が「弘仁式」・「貞観式」・『延 撰年中行事』 とは異なっており、(a)・(b) の式は に確定されるべきであろう。 を参照しながら編纂されていることと関係しているように思われるが、 合があることがわかる。何故このような引用例が存在するのかは、 以外の諸司式をも、単に「式云」・「近衛式云」などと称して引用する場 の逸文の可能性がある。これらの事例から、『新撰年中行事』は『延喜式 ていないので、『延喜式』の引用とも考えられるが、 a 0) のいずれにあたるのかは、 式と が 『延喜式』施行以前に編纂された多数の先行年中行事書 \widehat{b} 0) 「近衛式」は 一つ一つの式文を丹念に調査したのち 『延喜式』ではなく、 「弘仁」・「貞観」等の語を冠し 『延喜式』 「弘仁式 対応条文 「新

仁式」・「貞観式」を引用している可能性がある。(窓)右に関連して、『小野宮年中行事裏書』でも単に 「式云」と称して「弘

延喜春宮式44帯刀舎人条

凡带刀舎人卅人、分配侍衛

"小野宮年中行事裏書』 二月十一日列見選人事条裏書

弘式格云、 右被;;;右大臣宣;,偁、 応」充二帯刀舎人廿人 奉 刺、 件带刀舎人充;;春宮坊 〈先例十人、今加二十人一、〉

大同元年五月廿七日

病故、 去宝亀七年始充,,十人,、至,,于大同元年,更加, 大納言云々安倍朝臣安仁宣、 貞式格云、応」加二充帯刀舎人十人,事 ||不虞|、但衣食者不」賜||官物|、 |配三陣|、々別||六七人|、 給例、 宿衛者寡、 非常之警不」可」不」慎、 奉 身帯川兵仗」、 以 刺、 ||坊家物||給之、謹請 右得二春宮坊解 依」請、其考者、 望請、 夙夜従 |十人|、今以||廿人|、 更加二件員一、 事、 一偁、 ||官裁| 前後同 而至」有 件舎人、 者 以

天安元年五月八日

永預

備

分

為」披 式云、 蒙蒙、 分二兵衛 |此文|便附||出兵衛部末 置 帯刀 云々、 然而如 |格文||者不」見 三其由

申」政之時、 問、 下欠落 式部式云、六位已下次以;;位階;、 以二官秩」次、 但五位已上位色不」同、 不」依 官秩 雖是 又云、 (() 以 其

延喜式部式4節会行列条の各々抄出文である で始まる一文は、延喜式部式3元正行列次第条、 喜式』にみえないため、弘仁式逸文の可能性がある。 された後に、「式云」ではじまる一文があるが 弘仁式部格(式下2)と貞観式部格所収帯刀舎人関係の二つの格が引用 (傍線部)、この文は 「又云」で始まる文は なお、 「式部式云_ 延延

内容を推察しているので紹介しておこう。 また、 川尻氏は格式の関係から『延喜式』を遡源させて弘仁典薬式の

"延喜式』典薬寮35得業生条

凡得業生四人、衣食同二大学得業生

『続日本紀』 天平二 (七三〇) 年三月辛亥 条33

善誘 是家道困窮、 将」令」習」業、 成 恐致レ絶 国家要道、 文元貞等五人、各取;;弟子二人;、令」習;;漢語 太政官奏偁、 以通 デ 山 」性識聡恵、 事、 口忌寸田主・私部首石村・志斐連三田次等七人、 曜・暦各二人、又諸蕃・異域、風俗不」同、 仍賜 火業、 不 仍仰₁、粟田朝臣馬養・播磨直乙安・陽胡史真身・秦朝元 夏・冬服并食料、 大学生徒、 望仰、 無」物言資給了、 得 芸業優長者十人以下五人以上、専;,精学問;、 其時服・食料亦准,,大学生,、其生徒、 |廃闕|、但見||諸博士|、年歯衰老、若不||教授| 吉田連宜・大津連首・御立連清道・難波連吉 既経;;歳月;、 雖」有」好 又陰陽・医術及七曜・頒暦等類 習」業庸浅、 ジ学、 不」堪」遂」志、 者、 若無二訳語一、 猶難 韶並許」之、 陰陽・医術各 各取 ||博達 以加 望請、 実

0

『弘仁格抄』 格巻三、式部下第一

「令集解」 〔式下51〕 職員令44典薬寮条所引弘仁五 置 得業生肆人 事 弘仁五年三月十二日 (八四) 年三月十二日官

国家大要、 弘仁五年三月十二日官符云、 者、 一日下;;中務省;符偁、 被 其業衰絶、 |右大臣宣| 偁、 无; 人可; 」師、 奉 得 が勅、 一彼省解 置 依 得業生四人 請 一偁、 望請、 内薬司解偁、 永置 _ 事、 二件生二、 右太政官今月 医針之道 教伝医

なる。 は四 医得業生以外の得業生の人数は、 が設けられ、 とがわかる。 によりこの弘仁五年三月十二日官符は「弘仁格」に収められたというこ 医得業生の定員について、 八一 人とあるため、 四)年に医得業生を四人に増員するよう命じられ、また「弘仁格抄 増員の時期は、 つまり、 『延喜式』に継承されたという推察ができる。逆にいえば 天平二年以後に医得業生は増員されたということに 「弘仁格」のみならず「弘仁式」にも人数の規定 『令集解』 『続日本紀』では三人とあるが、 職員令44典薬寮条所引官符から弘仁五 天平二年の設定のまま **『延喜式』** 『延喜式』 で

> 仁式」の内容を復原することが可能である。 と式を一体のものとして読むことにより、 承されたのである。(36) 川尻氏はその他の式文についても言及している。(タト) 『延喜式』を遡源させて 弘

多太上天皇の宮滝御幸の際に著されたものであるが、(49) と深く関わる史料を見出している。「競狩記」 いて以下のように記す。 さらに川尻氏は、紀長谷雄が著した『紀家集』「競狩記」]白玉帯、 五位以上□□馬 脛マ 帯、 五. は昌泰元 □□鳥犀帯 左方鷂飼の装束に (八九八) 中に式逸文 年字

者 굿 阿多羅□、 参議用__豹皮後鞘 、五位以上用 |虎皮|、六位用 北豹皮 〈土俗

この文は延喜弾正式の以下の条文と酷似している。

延喜弾正式81虎皮豹皮条

自 凡五位以上、聴」用 余不い在 = 聴 限 虎皮 但豹皮者、 参議以上及非参議 三位聴之、

延喜弾正式82白玉腰帯条

符35

沙魚皮、 凡白玉腰带、 紫檀、 · 聴_{...}三位以上及四位参議著用 五位已上通用 玳瑁 . 馬脳、 斑 犀、

延喜弾正式84烏犀帯条

も可能であろう。 については、 料を参照しさらに限定すると、 式」もしくは しかし、 凡烏犀帯、聴二六位以下著用」、 昌泰元年は 「貞観式」 「貞観式」 『延喜式』編纂以前であるため、 段階で式文として定着していたと推定すること から引用されたということになる。 白玉腰帯条は 但有 |通天文| 者、 「弘仁式」 (42) この三条は「弘仁 不 段階、 を さらに他史 聴限

むすびにかえて

本稿では現段階の研究における「弘仁式」・「貞観式」逸文を集成、一覧化するとともに、そこに残された問題点について検討を加えた。「弘覧化するとともに、そこに残された問題点について検討を加えた。「弘覧化するとともに、そこに残された問題点について検討を加えた。「弘中との異同が明らかになったことなど、課題がさらに増えたと言える。中料との異同が明らかになったことなど、課題がさらに増えたと言える。本稿では単に逸文を集成するのみならず、『新撰年中行事』等の新出史本稿では単に逸文を集成するのみならず、『新撰年中行事』等の新出史本稿では単に逸文を集成するのみならず、『新撰年中行事』等の新出史本稿では現段階の研究における「弘仁式」・「貞観式」逸文を集成、一本稿では現段階の研究における「弘仁式」・「貞観式」逸文を集成、一本稿では現段階の研究における「弘仁式」・「貞観式」逸文を集成、一本稿では現段階の研究における「弘仁式」・「貞観式」。

めて諸司式の先蹤に視線が注がれているようにも思われる。 弾例の新出逸文が佐藤全敏・堀部猛両氏により指摘されており、あらたまた、近年では「弘仁式」・「貞観式」と関連の深い「例」について、(4!)

早川氏が「弘仁式・貞観式の逸文は、単に延喜式との比較のみでなく、早川氏が「弘仁式・貞観式の逸文は、単に延喜式との比較のみでなく、早川氏が「弘仁式・貞観式の逸文は、単に延喜式との比較のみでなく、

性について述べておく。について考察したが、最後に「弘仁式」・「貞観式」と『延喜式』の関係について考察したが、最後に「弘仁式」・「貞観式」と『延喜式』の関係以上、「弘仁式」「貞観式」逸文集成の補訂から浮かび上がった問題点

た。こうした事情を虎尾氏は現行法を継承した部分が多いため直ちに施鑵を要し、奏進後直ちに施行されることはなく、補訂事業が続けられ虎尾氏がかつて詳細に述べたとおり、『延喜式』の編纂と施行には困

行を必要とするものではなく、さらに『延喜式』の編纂は立法作業とい行を必要とするものではなく、さらに『延喜式』の研究の深化が当時の実態を如何ほど反映し、また実効性を有していたのかはさておき、いだろうか。兎にも角にも今なお「弘仁式」・「貞観式」逸文と『延喜式』を対応さいだろうか。兎にも角にも今なお「弘仁式」・「貞観式」の編纂は立法作業とい更なる『延喜式』研究の深化にもつながる可能性を秘めているということを強調しておきたい。

註

- これを指す。
 刊行会、一九九二年)を参照のこと。以下、特に断りのない限り早川氏の論文は刊行会、一九九二年)を参照のこと。以下、特に断りのない限り早川氏の論文は「弘仁式・貞観式研究の成果と課題」(虎尾俊哉編 『弘仁式貞観式逸文集成 』 国書(1)
 『逸文集成』刊行以前の「弘仁式」・「貞観式」の研究史については、早川万年
- (3) 宮城栄昌「弘仁・貞観式逸」(『横浜国立大学人文紀要』 一-七、一九六二年)。

 $\widehat{4}$

- 一九九四年)。 一九九四年 「『弘仁式貞観式逸文集成』の補訂」(『延喜式研究』九:(5) 虎尾俊哉・早川万年「『弘仁式貞観式逸文集成』の補訂」(『延喜式研究』九:
- 二〇〇二年)。 清水潔『新校 本朝月令(神道資料叢刊八)』(皇學館大学神道研究所、
- を指す。 二〇一二年、初出一九九八年)。以下、特に断りのない限り西本氏の論文はこれ原行成の『新撰年中行事』―」(『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館、(7) 西本昌弘「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について―伝存していた藤
- 西本昌弘『新撰年中行事』(八木書店、二〇一〇年)。以下、『新撰年中行事』

9

の本文は本書による。但し、返り点を付し、読点を一部改めた。

- 代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年、初出一九九九年)。なお、清 訂上の問題点を指摘している。 水潔「弘仁式貞観式逸文をめぐって」(『皇學館大学史料編纂所報 史料』 一六八、二〇〇〇年)はこの貞観馬寮式逸文とともに、『本朝月令』所引逸文の校 川尻秋生「御牧制の成立―貞観馬寮式御牧条の検討を中心として―」 一一一一古
- $\widehat{11}$ 島公編『禁裏・公家文庫研究』五、思文閣出版、二〇一五年)。 小倉慈司「陽明文庫所蔵『勘例 御薬·朝賀·小朝拝』所引弘仁宮内式逸文」(田
- $\widehat{12}$ めた。以下、鹿内氏の論文はこれを指す 初出二〇〇三年)。『小野宮年中行事裏書』の本文はこれによるが、 野宮年中行事裏書』―」(『日本古代典籍史料の研究』思文閣出版、二〇一一年、 鹿内浩胤「田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』について―新たに発見された『小 一部翻刻を改
- 13 は「延喜式関係論文目録データベース」データベース概要掲載の条文番号を参照 した(https://www.rekihaku.ac.jp/doc/gaiyou/boed.html 2020-7-23 参照)。 七・二〇一七年)。以下、『延喜式』の本文は集英社本による。ただし、条文番号 虎尾俊哉編『延喜式(訳註日本史料)』上・中・下(集英社、二〇〇〇・二〇〇
- 14 による。 本文は所功『京都御所東山御文庫本 撰集秘記』(国書刊行会、一九八六年)
- 15 二〇〇九年)。 鈴木琢郎「造館舎所考」(『日本古代の大臣制』塙書房、二〇一八年、 初出
- 16 本文は群書類従本(続群書類従完成会版)による。
- 17 黒須氏の論文はこれを指す。 黒須利夫「小野宮年中行事所引の式逸文について」(前掲註1書所収)。 以下、
- 18 所収、初出一九七八・一九七九年。のち、『宮廷儀式書成立史の再検討』国書刊行会、 を参照されたい。 野宮年中行事』」(『宮廷儀式書成立史の再検討』所収、初出一九八六・二〇〇〇年) 中行事』と『小野宮年中行事』の関係性については、所功「『新撰年中行事』と『小 二〇〇一年に「『撰集秘記』の写本と構成引用書」として再収)。また、『新撰年 一九八五年、初出一九八四年)、所功「『撰集秘記』の基礎的研究」(前掲註14書 所功「『小野宮年中行事』の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、
- 19 「貞官式」の対応条文は、延喜太政官式81会参上日条
- $\widehat{20}$ 録されている。 なお、虎尾俊哉「貞観式の体裁─『式逸々』─」(『史学雑誌』六○‐一二、 九五一年、改稿ののち『古代典籍文書論考』吉川弘文館、一九八二年)には採
- 宮城栄昌『延喜式の研究』史料篇、 大修館書店、 一九五五年
- 西本氏前掲註8論文

22

21

- 23 本文は新訂増補国史大系本による。
- 集英社本は本条文を採択している

 $\widehat{24}$

- 25 古典籍叢刊四)』(思文閣出版、 東京国立博物館古典籍叢刊編集委員会編『九条家本延喜式四(東京国立博物館 二〇一五年)。
- 小倉氏のご教示による。

 $\widehat{26}$

- 27 究(増補版)』汲古書院、一九八五年、初出一九八○·一九八一年)の校訂文によ る。抄写本の西尾市岩瀬文庫蔵『陰陽抄』(辰 – 八二)も参照した。 尊経閣文庫本を底本とする中村璋八「陰陽雑書について」(『日本陰陽道書の研
- 中村前註論文
- 『陰陽略書』にも類似文がみえている(中村氏前註書参照)
- 小倉氏のご教示による。

30 29 28

31

- ているため、「弘仁式」段階では式部式に所収されていたのかは検討を要する。 所収されていたのか、それとも、「式云」の前後に式部格と式部式上が引用され 川尻秋生「弘仁格式からみた大学寮」(『ヒストリア』二三八、二〇一三年)。 類似の文が延喜春宮式4帯刀舎人条にみえる。「式云」の一文は弘仁春宮式に
- 本文は新日本古典文学大系本による。
- 本文は新訂増補国史大系本による。
- 本文は新訂増補国史大系本による

35

34 33 32

- 36 陰陽式10学生条。
- 37 大膳式下41諸講書博士条、大炊式35親王已下月料条。
- 38 門部浅縹纈」、『弘仁格抄』〔兵部11〕「応」改」門部横刀緒色 | 事 後紀』弘仁四(八一三)年二月甲午条「改,,門部剣帯色,、左門部著,,浅縹,、右 日」の関連性を指摘している(「『類聚三代格』の欠佚巻に関する一史料につい て」『飯田瑞穂著作集三 古代史籍の研究 右近衛緋纈、左兵衛深緑、右兵衛深緑纈、左門部浅縹、右門部浅縹纈」と『日本 九七〇年)。なお、『日本後紀』の本文は集英社本による。 なお、飯田瑞穂氏も延喜弾正式65衛府舎人刀緒条「凡衛府舎人刀緒、左近衛緋絁、 中』吉川弘文館、二〇〇〇年、 同四年二月十一
- <u>39</u> 五〇、二〇〇四年)。 川尻秋生「『紀家集』と国史編纂―「競狩記」を中心として―」(『史観
- $\widehat{41}$ $\widehat{40}$ 釈文も付載する。翻刻については上記本とともに宮内庁書陵部編 平安鎌倉未刊詩集』(明治書院、一九七二年)を参照した。 複製本である宮内庁書陵部編『紀家集』(吉川弘文館、一九七八年)が解題 『図書寮叢刊
- 性が高い。なお、『紀家集』については前掲複製本の他、「書陵部所蔵資料目録・ 画像公開システム」(https://shoryobu.kunaicho.go.jp/ 例が見当たらず、 なお、前註で掲げた諸翻刻は「馬脛帯」とするが、「馬脛帯」は管見の限り他 残画と『延喜式』はじめ他史料を参看するに「馬脳帯」の可能 参照 2020-7-23) でも画

像公開されており、参照されたい。

- 42 正月庚午条等。なお、川尻秋生「白玉腰帯考」(『日本古代の格と資財帳』吉川弘 文館、二〇〇三年、初出一九八九年)参照 『日本紀略』 延暦十四 (七九六)年十二月丙子条、『日本後紀』 延暦十八年 (七九九)
- 43 阿部猛「貞観新制の基礎的考察」(『平安貴族社会』同成社、二〇〇九年、初出 初出一九九二年)を参照。 れる造式所起請が「貞観式」の条文として定着するものを含む点については、 一九九二年)、早川万年「貞観式の編纂と造式所」(『延喜式研究』四、一九九〇年、 『日本三代実録』貞観十二(八七○)年十二月二五日条。なお、当該条にみら
- 44 虎尾俊哉「「例」の研究―八十一例・諸司例・弾例―」(前掲註20書所収、 九六二年)。 初出
- 年)、堀部猛「天長三年十二月二十九日太政官所引の弾例」(『日本歴史 七七二、二〇一二年)。 佐藤全敏「弾正台の弾と宮中巡察をめぐって」(『日本歴史』七七二、二〇一二

念のため、新出「新弾例」逸文について紹介しておく。

粒太政官府 日太政官符を次に掲げる。 『類聚三代格』巻四、加減諸司官員并廃置事、天長三年(八二六)十二月二九

応」加川減官員 | 事

減 (|巡察弾正二員|、 加,巡察属二員,〈大少各一員

毎日遣巡察[京中及東西市諸寺 右に掲げた『類聚三代格』巻四は、尊経閣文庫所蔵前田家巻子本(享禄本)が 得||弾正台解||偁、巡察□□等解偁、謹案|| 勅例|、□□毎年巡察弾正検||巡| 、糺||弾非違| □橋、破損汚穢等者、又云、凡宮城内外及汚穢者、]勅旨触」類多」途、又案;¡職員令;云、□□□□

の復原案を参照した。 第四の復原に関する覚書」(前掲註38書所収、初出一九八四年)、堀部氏前註論文 唯一の伝本となるが、虫損が甚だしいため、関晃監修・熊田亮介校注解説『狩野 類聚三代格』(吉川弘文館、一九八九年)、飯田瑞穂「『類聚三代格』巻

延喜弾正式35京中巡察条 さて、右の官符所引の弾正台解に延喜弾正式に類似する文が二つ含まれている。 每年巡察弾正検巡京中及東西市諸寺、糺弾非違□橋、破損汚穢等

凡京中弼以下每」月巡察、 橋破穢之類、 勘,, 弾非違,、〈東西市并諸寺非違、及客館・路

凡宮城内外及汚穢者、 毎日遣巡察

延喜弾正式37非違汚穢条

凡宮城內外非違及汚穢者、毎」日忠已下糺察、 但禁中者不」須

> る。この条文が「旧弾例」にまで遡る可能性は十分考慮すべきだろう(佐藤前掲 事』上、毎月事にAに相当する「貞観式」逸文が引載されており、かつその条文 正台が解の中で引用できる「勅例」とあること、上述のとおり延喜弾正式に近い 論文を参照のこと)。 「貞観式」・『延喜式』の各段階を窺い知るに貴重な事例であることを指摘してい が「弘仁式」を改定する体裁となっていることから、本条が「新弾例」・「弘仁式」・ 布された「新弾例」の逸文であると推察している。また、佐藤氏は『新撰年中行 文で、二文とも「凡」で始める条文であることから、延暦二一(七九二)年に公 これら二つの条文は天長七(八三〇)年に初めて施行された「弘仁式」以前に弾

弾正巡寮京中事〈台延式云、凡京中弼以下毎、月巡察、勘|弾非違|、なお、以下に、『新撰年中行事』上、毎月事の該当条を掲げておく。 《東西

貞格、隔月云々、而同式云、今案、雖,,格有,,隔月之制,、 市并諸寺非違、及客館・路・橋破穢之類、》〉 然依二彼符 毎 月

巡察云々

ことについては、鎌田元一「弘仁格式の撰進と施行について」(『律令国家史の研 初出一九八九年)と虎尾氏前掲註4論文、「弘仁格式」が複雑な編纂過程を辿る 究』塙書房、二〇〇八年、初出一九七六年)を参照されたい。 なお、弾例については、川尻秋生「新弾例と大同二年弾例」(前掲註42書所収)

- リア』二一五、二○○九年)、堀裕「平安初期の天皇権威と国忌」(『史林』 八七 六、 一〇〇四年 西本氏前掲論文、二星裕哉「桓武朝における天智系皇統意識の成立」(『ヒスト
- 虎尾俊哉『延喜式』(吉川弘文館、一九六四年)。

47

46

20H01318の成果でもある。また、 二〇一九年度全体研究集会(二〇一九年八月三一日) た。この場を借りて厚く御礼申し上げる。 や議論を踏まえて作成したものである。また、 付記 本稿は共同研究「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究 小倉慈司氏から多大なるご教示を得 JSPS 科研費 16H03485・ 報告でのコメント

本朝月令』 所引 「弘仁式」・「貞観式」逸文一覧

凡例

文集成』) とともに、『弘仁式貞観式逸文集成』 本項は の字句を改訂すべき点を指摘したものである。 『本朝月令』 所引「弘仁式」・「貞観式」逸文の一覧を掲げる (国書刊行会、一九九二年、以下 逸

至らないまでも特に注意を要する字句、 たに補った字句に限って付した。「○」 本文の左傍に記した「●」印は、 校勘のために掲げた諸本の略称は、 『逸文集成』を改訂した字句、 印は『逸文集成』 特に補足すべき字句に付した。 次のとおりである を改訂するに 新

金本 尊経閣文庫所蔵金沢文庫旧蔵本

九本 宮内庁書陵部所蔵九条家旧蔵本

板本 板本群書類従本

集成

逸文集成

と略称した。 なお、個別にあげなかったが九本系統の近世諸写本については 「諸本」

一、本項の作成にあたって以下の文献を参照した。

九、一九九四年)。 虎尾俊哉・早川万年「弘仁式貞観式逸文集成の補訂」(『延喜式研究

清水潔『新校 二〇〇二年)。 本朝月令 (神道資料叢刊八)』(皇學館大学神道研究

二〇〇〇・二〇〇七・二〇一七年)。 虎 尾 俊哉編『延喜式 (訳注日 本史料 上 中 下 (集英社

その他、適宜写本の影印を確認した。

四時祭上

第 14 条 大忌祭条 第15条 風神祭条

位已上各一人宛使、 弘仁式云、 直并米酒稲、 大忌祭一座、 並用当国正税、 国司次官以上、専当行事、 七月准此、風神祭二座、広瀬社、 自外所司請供、 即令諸郡別交易供贄一 但鞍随損供進 七月准之、右二社差王臣二龍田社、

[『本朝月令』 四月四日広瀬龍田祭事条

●各―九本ニヨリ補ウ。

第 17 条 平野祭条

貞観式云、平野久度古開□ 神 木久度古開、更加相殿比売神一座、今案、平野是惣号非一神名、可注今

[『本朝月令』四月上申平野祭事条.

●開―金本九本ニヨリ改ム。 以下同ジ。開ハ関ノ異体字。

第21条 御贖祭条

弘仁神式云、御贖祭、 其東宮日限并物数並減半、 准中此宮 、云々、 右従六月一日始至于八日、 日別御巫行

[『本朝月令』 六月朔日神祇官始奉御贖事

[『本朝月令』 六月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条

第 22 条 ト御体条

諸司、 弘仁神式云、卜御体、 訖出召神祇官、 衣、 主以下調布、 中臣細布、宮 若有侵土者、 御覧畢、 共舁案、 候於延政門外、 称唯、 勅曰、 置殿上簀子敷上、中臣官便就版位、自余退出、 自朔日始、 具注移送、 即副已上執奏案進大臣、 保辞民、於 伯与副若祐、 参来、 中臣官称唯、 十日以前卜訖奏聞、 卜庭神祭二座、 即中臣官二人、 异案入置庭中簣上、勅曰、 昇就殿上座、 大臣昇殿上、宮内省入奏、 宮主一人、卜部八人並給 其日平旦、 右所司預申官、 披奏微聲奏、 預執奏文、 内侍取奏 参来、伯 官頒告 勅

딘 神祇官舁出 依奏行之、 大臣称唯、 次中臣官称唯退出、 闡司昇殿、 撤案置簣上、

本朝月令』 六月十日奏御卜事条.

●トノ上一字アキナキニヨリ削ル。

右ノ上、 金本九本アキニヨリ改ム。

第 23 条 月次祭条

官人率神部等、 弘仁神祇式云、供神今食料云々、 朝夕両般、参入内裏、供奉其事 右供御雑物、 各附内膳主水等司、 神祇

[『本朝月令』六月十一日神今食祭事条]

第 30 条 御贖条

第 31 条 中宮御贖条

上服也、席 勅曰、 陽殿南頭、中臣捧御麻、 内輔入奏、宮内式、 荒世事畢退出、 亦如前儀、 又更宮内輔入奏、宮内式、 臣女、簡中臣氏女 次東西文部、横刃、 荒世、二人執壺、宮主史生神部等左右分頭前臨、次中臣官人、次御麻 弘仁神式云、御贖云々、 転執、 卜部披荒世、 参来、即称唯就階下転授、 次中臣率卜部執荒世者、 授中臣女、 亦中臣引和世、 於殿上転取供奉、 退出召中臣、称唯、率文部四国卜部入、 次荒世、次和世、 授中臣女、 執奉御、 進就版位、 右晦日、 退出召中臣、 即執置量御体、 進退如荒世儀、 訖退授中臣、 中臣女取奉御、 畢授中臣、 卜部各著明衣、 就階下置於席上、 唑、率文部四国卜部入、 ng主在 候於宜 綿縵、進候延政門、大舎人叫門、宮 勅曰、参来、 、即称唯、 即執授卜部一人、令向祓所 転授卜部、 東文部捧横刀、入就版位 其荒服者賜卜部、 惣五度、 **訖退出、次西文部進退** 即称唯、 其一人執御麻、 下、縫殿置荒世和世御内掃部預敷簣席於階 卜部取授後取 訖次卜部捧坩 進就階下、 和服者 中

> 南階、 簀上、 賜宮主、 東宮坊司入啓、訖出喚中臣、称唯捧麻進就庭中、 御麻入候職司、令内侍啓、中臣女奉御麻御贖、 転授中臣女、奉之、 奉。訖退出向祓庭、 命婦率女孺取奉、 訖皆退出、 解除而去、 訖却安簣上、 余如供御職、 亦官人率卜部、 但中宮中臣祐已上一人、 賜卜部宮主如前 其荒服和服者、 進置荒世和世於席上、 其奉荒世和世、 命云、 参来、称唯昇自 縫殿寮預置階下 若不足兼取他司、東宮准此、 亦准此 官人昇 儀、

[『本朝月令』六月晦 ?日神祇官奉荒世和世御贖物事条.

板本 叫 九本ニヨリ改ム。

●足―板本 在。 金本九本 若、 延喜式モ参照シテ「足」ニ改ム。

金本九本「職」、延喜式「儀」。

巻 3 神祇3 臨時祭

第 40 条 東西文部条

神祇弘仁式云、凡東西文部等上大祓大刀者、 取任諸司主典已上者、

[『本朝月令』六月晦日東西文部奉祓刀事条]

●九本ニヨリ補ウ。

巻 8 神祇8 祝詞

第 5 条 広瀬大忌祭条

狭物、 御酒者瓺乃閉高知、 奉流宇豆乃幣帛者、御服、 乃幣帛平令捧持天、王卿等乎為使豆 持須留若宇加乃売乃命止御名者白天 神祇祝式云、 乃荒支物、 奥津藻葉、 大野乃原亦生物、 広瀬大忌祭、 辺津藻葉ヶ至万豆、 瓺腹満並尽 明妙、照妙、和妙、 甘菜、 広瀬乃川合亦称辞竟奉留皇神乃御名平白人、 和稲荒稲ヶ、 辛菜、青海原ヶ住物者、 此皇神御前ヶ辞竟奉久、 称辞竟奉《乎、 置足天奉久止、 荒妙、 山ヶ住物者、 神主祝部等諸聞食^止宣、 五色物、 皇神前与白賜部止宣、 皇御孫命乃宇豆 鰭亞広物、 毛乃和支物、 楯、 戈、 御馬、 御膳 鰭乃 毛 如

御膳乃遠御膳乃赤丹乃穂亦聞食、 此奉宇豆乃幣帛平、 如横山打積置天、 公民乃取作奥都御歳者、 八東穂ヶ皇神乃成幸賜者、 秋祭亦奉牟止、 安幣帛乃足幣帛亦皇神御心平《安《聞食天、 手肱ヶ水沫画垂、 皇神前ヶ白賜止宣 皇神乃御刀代乎始天、 初穂者汁が毛類が毛、 向腹ヶ泥画寄天、 親王等王等臣等天下 千稲八十稲ヶ引居天、 取将作奥都御 皇御孫命乃長

『本朝月令』四月四日広瀬龍田祭事条]

●祝―金本九本ニヨリ補ウ。

|白―金本ニヨリ改ム。

●物ノ下、金本九本ナキニヨリ

削

ル。

●腹-

―金本九本ニヨリ改ム。

将―九本ナシ。金本ニヨリ補ウ。

十一金本九本ニヨリ改ム。

第6条 龍田風神祭条

色产物、 御心曾止悟奉礼止字気比賜寸、 称辞竟奉止思志行波須平、 事が出年神乃御心者、 草乃片葉亦至末天不成、 乃御心毛無止白止聞看天、 命乃遠御膳乃長御膳止、 龍田風神祭、 御名者悟奉天、 悪風荒水ヶ相都々、不成傷波、 楯 戈、 龍田亦称辞竟奉皇神乃前亦白久、 吾前亦奉華幣帛者、 御馬亦御鞍具天、 此神止白止負賜寸、 一年二年年不在、 **●**御孫命韶久、神等_{乎波}、 赤丹乃穂亦聞食須五穀物乎始天、 誰神會、 是以皇御孫命大御夢ヶ悟奉久、 天下乃公民乃作作物乎、 品々乃幣帛備天、 御服者明妙、 我御名者天乃御柱乃命、 此乎物知人等乃卜事乎以天卜止毛出留神 歳真尼◆傷故病、 志貴嶋ヶ大八嶋国知志皇御孫 天社国社上忘事無遺事無、 照妙、 吾宮者朝日乃日向処 天下乃公民乃作物乎、 不成傷神等波、 百万物知人等乃ト 和妙、 天下乃公民乃作 国乃御柱乃命 荒砂、 Ŧī. 我

> 乃公民乃作作物者、 宇豆乃幣帛令捧持天、 以皇神乃辞教悟奉処方、 夕日の日隠処の龍田の立野の小野な、 主祝部等諸聞食止宣 五穀乎始天、 王卿等爭為使天、 宮柱定奉天、 草乃片葉亦至万天、 吾宮波定奉天 此皇神乃前呼称辞竟奉亦、 称辞竟奉《止、 吾前呼称辞竟奉者、 成幸閇奉牟止悟奉寸、 皇神乃前ヶ白賜事乎、 皇御孫命乃 天下 是

[『本朝月令』四月四日広瀬龍田祭事条]

●天―九本ニヨリ改ム。以下同ジ。

| 久―九本小字ニヨリ改ム。

御孫―金本ニヨリ改ム。

●乎―九本ニヨリ改ム。

第7条 平野祭条

給天、 満並天、 称辞竟奉《止申 奉《止申、 堅石亦常石亦斎奉利、 **年至麻天、** 荒妙ヶ備奉利豆、 千木高知天、 **が白給久、** 神祇祝式云、平野祭、天皇我御命ヶ坐世、 御弓、 天皇我朝廷乎弥高与弥広与、 山野乃物波甘菜辛菜、青海原乃物波鰭乃広物、 維物平如横山置高成天献流宇豆乃大幣帛乎平久所聞天、 又申久、 御大刀、 皇大御神乃乞志給乃麻亦、 天乃御蔭日乃御蔭止定豆、 四方国乃進礼留御調乃荷前乎取並天、 参集豆仕奉流親王等王等臣等百官人等乎毛、 御鏡、 伊賀志御世与幸閇奉天、 鈴、 伊賀志夜具波江如久立栄之女、 衣笠、 此所乃底津石根ヶ宮柱広敷立、 祢宜☆神祇某官位姓名定表 御馬ヶ引並天、 今木与利仕奉来流皇大御神乃広前 万世年御坐令在米給止、 御酒波瓺戸高知、 鰭形狭物、 御衣波明妙照妙和妙 夜守日守ヶ守 天皇我御世 令仕奉給止、 奥毛波辺毛波 高天乃原在 進流神財 称辞竟 瓺腹

[『本朝月令』四月上申平野祭事条]

●大―九本ニヨリ補ウ。

立ノ下「弖」アリ。九本ナキニヨリ削ル。

▶定ノ下、底本「奉」アリ。九本ナキニヨリ削ル。

御令―九本ニヨリ改ム。

-集成「座」、改ム。

能

一九本ニヨリ改ム。

●天─九本ニヨリ改ム。以下同ジ。

●天―九本ニヨリ改ム。

大一九本ニヨリ改ム。

●坐―九本ニヨリ改ム。

第8条 久度古関条

万天、 御弓、御大刀、御鏡、 石亦常石亦斎奉利、 山野物波甘菜辛菜、青海原乃物波、 ヶ備奉天、 原亦千木広知豆、天乃御蔭日乃御蔭止定奉豆、祢宜某官位姓名定天、進流神財波、 前ヶ白給久、 雜物乎如横山置高成天献流。宇豆能大幣帛乎平久所聞豆、 四方国乃進私曾御調乃荷前平取並天、御酒波瓺戸高知、瓺腹満並天、 天皇我御命年坐世、 皇御神乃乞比給万比之任亦、 伊賀志御世ヶ幸閇奉豆、 鈴、 衣笠、御馬爭引並₹一御衣波明妙照妙和妙荒妙 ◆ へ度古開二所能宮☆之天、供奉来流皇御神乃広 此所乃底津石根亦宮柱広敷立、 万世ヶ御令坐※給止、 鰭乃狭物、奥津毛波辺津毛波至 天皇我御世呼堅 称辞竟奉久 高天乃

『本朝月令』四月上申平野祭事条』

●開ノ下、一字アク。

万一九本ニヨリ補ウ。

●立ノ下、集成「弖」アリ、 大―九本ニヨリ改ム。

削ル。

●開―金本九本ニヨリ改ム。

以下同ジ。

開ハ関ノ異体字

御―九本ニヨリ補ウ。 比一九本ニヨリ補ウ。

集

-九本改行二従ウ。

-九本大字ニ作ルニヨリ改ム。

-九本ニヨリ補ウ。

-集成「和」、 -九本ニヨリ補ウ。 改ム。

第12条 大祓条

神祇祝式云、六月晦大祓、

襁挂伴男、 ●集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食≟宣、天皇朝庭ङ仕奉舜比礼挂伴男、 **靫負伴男、** 剣佩伴男乃八十件男乎始天、 官々亦仕奉留人等乃過犯 手

第9条 月次祭条

神祇祝式云、六月月次祭、 十二月准此

知食須故、 明妙、 足魂、 天皇御孫命瑞乃御舎仕奉天、天之御蔭日之御蔭止隠坐天、 名者白玉辞竟奉者、 御巫辞竟奉皇神等ラ前疹白ヘ、生井、栄井、津長井、阿須波、々比伎エ御 睦神漏伎命、 孫命乃御世平、 天社国社业称辞竟奉皇神等前与白人、今年乃六月月次幣帛、 ●集侍神主祝部等諸聞食≒宣、高天原ङ神留坐皇睦神漏伎命、神漏弥命以兲、 **季称辞竟奉《止宣、** 玉留魂、 照妙、和妙、荒妙ヶ備奉天、朝日乃豊栄登东、皇御孫命乃宇豆乃幣帛 皇御孫命乃宇豆乃幣帛平、 神漏弥命止、 手長御世山、 大宮売、 大御坐乃辞竟奉皇神等乃前方白人、神魂、 皇神乃敷坐下都磐根ヶ宮柱太知立、 御膳都神、 皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎称辞竟奉人止宣、 堅磐京常磐京斎此奉、 称辞竟奉《止宣、 辞代主业御名者白玉辞竟奉者、 茂御世ヶ幸閇奉故、 四方国乎安国止平久 高天原亦千木高知 高御魂、 十二月月次幣帛、 座摩乃

[『本朝月令』六月十一日神今食祭事条

☆雑々罪™、今年六月晦之大祓が、祓給≒清給事™諸聞食≒宣、中臣祓云々、

●集―九本改行二従ウ。

第13条 献横刀呪条

南至炎光、北至弱水、千城百国、精治万歳々々、捧以、緑人、請除禍災、捧以金刀、請延帝祚、呪曰、東至扶桑、西至虞淵、辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、右西王母、五方五帝、四時四気、辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、右西王母、五方五帝、四時四気、辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、右西王母、五方五帝、四時四気、神祇式云、西文忌寸部献御麻時呪、謹請皇天上帝、三極太君、日月星(京)

[『本朝月令』 六月晦日大祓事条.

●太―金本九本ニヨリ改ム。

| 方―金本ニヨリ改ム。

○緑―金本九本「緑」、延喜式「銀」、諸本「禄」、意ニヨリテ改ムベキカ。

●請─金本九本ニヨリ改ム。

光―金本九本ニヨリ改ム。

●々―金本九本ニヨリ改ム。

太政官

第69条 大忌風神条

上卜食者四人、綠名封移神祇官令卜. 赴社監祭、祇式、上卜食者四人、社別王臣各一人、式部 赴社監祭、事見神以元、凡大忌風神二社者、四月七月四日祭之、奏斎日如常式、定五位以《《丘志》

[『本朝月令』四月四日広瀬龍田祭事条]

●凡―金本ニヨリ補ウ。

第71条 平野祭条

奉幣、園韓神二月十一月中丑、春日二月上申十二

月中申、楓祭四月十一月上卯、事見神祇式、

[『本朝月令』四月上申平野祭事条]

●集―金本ニヨリ改ム。

●一―金本ニヨリ改ム。

○楓―集成「風」ト傍書ス。

第72条 賀茂祭条

[『本朝月令』四月中酉賀茂祭事条

○神─諸本異同ナシ。延喜式ハ太政官式ニアリ。

●聞―九本「可」、金本ニヨリ改ム。

第73条 御体卜条

神祇副若祐奏案進大臣、訖大臣就殿上座、中臣官人奏聞、祗式、卜之、九日卜竟、十日奏之、秩、預申官、官召諸司仰之、即令外記先申大臣、弘仁官式云、凡御体卜者、神祇官中臣率卜部等、六月十二月一日、始斎

[『本朝月令』六月十日奏御卜事条]

(対応条文なし)

又云、若有三卯、 用中卯、 有二卯、 用上卯、

[『本朝月令』四月上卯大神祭事条所引延喜九年外記日記]

第 74 条 月次祭条

外記録名、 祈年儀、其応供,神今食及大嘗小斎中納言已上一人、参議一人、散斎之日 弘仁式云、凡六月十二月十一日月次祭、奉班幣帛、 送宮内省、 卜定、訖即並中務奏、其諸司六位已下女孺等、致斎之日、本司各録歴名、 附神祇官令卜、但次侍従五位已上、 名召省付、即神祇官卜、内式、 訖各帰舎沐浴、外記史等 即神祇官卜、事見宮 訖各帰舎沐浴、 中務輔率其身、向神祇官 大臣以下集神祇 晡後入内、供奉 官如

[『本朝月令』六月十一日月次祭事条]

議二人、 人、参議一人云々、 貞観官式云、前式、 凡六月十二月云々、神今食、大嘗小斎中納言已上一 今案、加親王一人、若中納言已上、不卜食者、定参

[『本朝月令』六月十一日神今食祭事条.

第 75 条 大祓条

幄下座、 弘仁官式云、凡六月十二月晦、於宮城南路大祓、 弁史各一人、率中務式部兵部等省、申見参人数、太政官人数亦録 大臣以下五位以上、就

百官男女悉会祓之、臨時大祓亦同、 儀事式見

[『本朝月令』六月晦日大祓事条]

五位已上、就幄下座云々、今案、立幄停止、 貞観官式、 (○中略) 前式、凡六月十二月晦日、宮城南路大祓、 大臣已下、

[『本朝月令』六月十一日神今食事条]

第 101 条 五月五日条

弘仁官式云、 所司設御座於観射殿、 凡五月五日、 是日、 内外百官皆着昌蒲鬘、 天皇観騎射并走馬、 諸司各供其職、 弁及史等検校諸事、

●観―九本ニヨリ改ム。

[『本朝月令』五月五日節会事条

●着―集成「著」。

第 102 条 負馬条

已進不堪状之後、若当日、 貞観馬式云、凡五位已上不堪進五月五日走馬、 若先一日、 進馬之類、 四月廿日以前申送其状 並為負馬

[『本朝月令』 五月五日節会事条

第 103 条

時処分、中務任之如式部儀、人数臨 弘仁官式云、凡六月九日、 任左右相撲司、 儀事 式見 太政官簡定参議正次侍従奏聞

[『本朝月令』 六月二十五日任左右相撲司事条

第 110 条

山陵幣条

勘太政官式云、季冬献幣於諸山陵、 用立春前吉日

[『本朝月令』四月上卯日大神祭条所引延喜九年外記日記]

貞 (観式力) 択大神祭後立春前之吉日

[『本朝月令』四月上卯日大神祭条所引延喜九年外記日記]

〇九本二字分空白。 年中行事秘抄「観式」二作ル。

列見条

引唱 大臣、 十一日申太政官、 弘仁官式云、凡諸司官人得考并応成選数者、中務式部兵部三省、二月 二省依簿引唱、 其成選応叙位者、 若当昇降者、 式部兵部二省各率諸司主典已上列見 親自執筆点定、儀式、 番上者於式部

[『本朝月令』四月七日奏成選短冊事条]

政官云々、十日、列見如旧、

貞観官式云、凡諸司官人得考并応成選数者云々、

三省、

二月十一日申太

[『本朝月令] 四月七日奏成選短冊事条

第 128 条 擬階条

三通、月内入外記、外記惣造奏文、預申参議以上、其日、大臣以下共率 弘仁官式云、 (○中略) 凡式部兵部二省、 進成選擬階短冊者、 各預造簿

奏聞、 儀事 式見

[『本朝月令』四月七日奏成選短冊事条]

(貞観式)、 凡式部兵部二省、 奏成選短冊、三月内云々、

[『本朝月令』四月七日奏成選短冊事条]

記請印、所須丹膠等、大臣就朝座、二省率応叙人就位、 弘仁官式云、(○中略) 儀事 式見 凡成選応叙位者、 奏短冊後、 弁大夫宣命、二省 式兵二省、 預書位

唱名賜之、

[『本朝月令』四月七日奏成選短冊事条]

貞観官式云、凡成選応叙位云々、 日、授位記、 今案四月十五

[『本朝月令』四月七日奏成選短冊事条]

直進請其文、授宣命大夫、宣命畢、選人任人称唯、 貞観官式云、 (○中略) 凡授成選位記并補任郡司、 再拝舞踏、 内記進宣命文、 儀事式. 外記

[『本朝月令』四月七日奏成選短冊事条]

第 131 条 任郡司条

即奏聞、 弘仁官式云、凡諸国銓擬言上郡司大少領者、 式部対試造簿、 先申大臣

[『本朝月令』 四月廿日奏郡司擬文事条

巻 12 中務

第29条 相撲司条

式政官 弘仁中務式云、凡相撲司、 六月九日、 任堪事者、 其儀式如除目、 色、見太 可任用人

[『本朝月令』六月廿五日任左右相撲司条]

● H

―九本「日」、延喜式「月」、意ヲ以テ改ムベキカ。

貞観中務式云、 月任之、 前式、 凡相撲司、 六月九日、 任堪事者云々、 今案、 前節

[『本朝月令』六月廿五日任左右相撲司条]

第 30 条 相撲節条

同式云、前式、凡七月六日云々、七日寅刻云々、 月日 及丞内舎人等云々、 唯五位已上立大旗、了共揖著座、 共入各立幄前、 奏舞一曲、 然後奏厭舞 廻頭就座云々、 向相撲司、 即五位已上、 定

[『本朝月令』六月廿五日任左右相撲司条]

〇七日―金本ナシ。

第 74 条 諸司時服条

官人以下、舎人以上、 ● 月十日給之、其計夜者、侍従限冊以上、省丞内舎人五十以上、六衛府 明知見定、然後給之、 弘仁中務式云、時服、 親王及参議以上者、 上、番上八十以上、給春夏服、秋冬准此、春以三月、秋以九月為限 儀事式, 不在給限云々、 神祇官太政官左弁官云々、右雖有定員、待本司解 其自十二月一日、至五月卅日、上日、 左右兵庫、左右馬寮五十以上、 六月十二月一日、 自余不可計夜、其 惣造解文、十日申 長上百廿以 四

『本朝月令』六月九日中務省奏給諸司春夏時服文事条

貞観中務式云、 時服神祇官云々、 右云云、六月十二月一日、

十日、七里、申太政官、

第 76 条 後宮時服条

[『本朝月令』六月九日中務省奏給諸司春夏時服文事条]

月五日、 弘仁中務式云、後宮時服云々、妃夫人嬪女御更衣云々、前件時服! 冬十月五日、 内侍具録人数及物色移省、 省造解文申官 夏四

[『本朝月令』四月十日中務省奏給後宮并女官春夏時服文事条

第 77 条 宮人時服条

内侍司請受、依件班給、 内侍司具録人数并賜物色目移省、 弘仁中務式云、(○中略) 宮人時服、 省造解文十日申官、官符下大蔵省、 · 内侍司云々、前件時服、 夏四月 旦

即

[『本朝月令』 四月十日中務省奏給後宮并女官春夏時服文事条

巻 12

第6条 告朔函条

中務省、 侍従宣曰、 本列、訖侍従令舎人喚内記、道階下、 凡天皇御大極殿、視告朔者、 進文収之、称唯進案下、 諸司大夫進置函於案上、奏者奏畢復 搢笏异案退降東階、 内記二人称唯、 昇東西階就版位立: 出蒼龍楼掖門

[『本朝月令] 四月朔日視告朔事条

巻 15

第13条 賀茂祭条

惣造解文、

弘仁内蔵式云、賀茂祭上社下社、 松尾社、 上下両社、各物忌一人、社別祢宜祝各一人、 云々、 使

発

山城国司率騎兵等於京外路、

前駈祇承、

等装束料云々、右当日平旦、内侍已下退出、 訖松尾社幣便附祢宜祝等、 即使等再拝両段、 於寮庁前与使官人等共解除、 ■各就座、 寮家供饌行酒乃

[『本朝月令』 四月中酉賀茂祭事条

第 23 条

毎月御贖条

●各一九本「出」、

金本・延喜内蔵式ニヨリ改ム。

弘仁内蔵式云、晦日御贖宮並司、云々、右毎月晦日御贖、 [『本朝月令』六月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条 依件擬備進闡司、

●春―九本ニヨリ改ム。

貞観式云、 晦日御贖、 金人銀人云々、紫帛二尺云々、今案、 停紫帛、

[『本朝月令』 六月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条

侍解、

復任本職、

紫棄汁染絹四尺、

巻 17

内匠

第29条 毬子条

殿南階西辺、允以上一人率番上一人持候、随殿上喚進

[『本朝月令』 五月六日競馬事条

貞観内匠式云、凡五月六日、毯子廿丸、

筥盛 柳

預造備、

騎射畢即当武徳

巻 18 式部上

第12条 郡司条

貞観式部式云、凡郡司者不得併用同姓云々、今案除同門外聴任.

[『本朝月令』四月二十日奏郡司擬文事条.

第 114 条 郡司有闕条

日以前、令集省、若二月以後参者随返却、但擬文者、以四月廿日以前為限 弘仁式部式云、凡諸国郡司補任之後、皆移民部省、 其銓擬郡司、 正月卅

[『本朝月令』四月二十日奏郡司擬文事条

第 115 条 郡司補任条

第 120 条 畿内復任条

定

同式云、前式、凡畿内郡司、(貞觀式部) 以理解任之後、聴直散位寮、今案、 、患解、 服解、

[『本朝月令』四月二十日奏郡司擬文事条]

第21条 畿内成選条

貞観式部式云、(○中略) 凡畿内郡司、六年成選

[『本朝月令』四月二十日奏郡司擬文事条]

第12条 補任郡司条

貞観式部式云、(○中略) 凡補任郡司者、 六月卅日為限

[『本朝月令』四月二十日奏郡司擬文事条]

第22条 奉大臣宣条

貞観式部式云(○中略)、凡縁銓擬郡司事、須奉大臣宣、莫奉内侍宣、

巻 28

第7条 騎射条

[『本朝月令』四月二十日奏郡司擬文事条]

第12条 失錯条

不可更令入京、(○中略)凡銓擬郡司縁失錯返却之類、明年重被銓擬者貞観式部式云、(○中略)凡銓擬郡司縁失錯返却之類、明年重被銓擬者

[『本朝月令』四月二十日奏郡司擬文事条]

男公条 郡領叙位条

進大臣、 貞観式部式云、(○中略)凡叙任郡領之日、丞齎名簿授外記、外記執之

[『本朝月令』四月二十日奏郡司擬文事条]

応射人、造簿移省、海府式、射畢、即録中的人数申官、毎中一的給布一端、弘仁兵部式云、五月五日、騎射前一日、左右近衛左右兵衛等府、各試練

[『本朝月令』五月五日節会事条

第8条進走馬条

明旦卿齎奏文二通、入付内侍令進、 奏札三枚、 政官賜省、其馬毛色各令諸家申、訖造奏文二通、 同節、五位以上進走馬、 大臣八疋、左右大臣六疋、大納言四疋、中納言三疋、三位四位参議 位二位三疋、三位二疋、四位五位一疋、前十日、走馬結番之文、 大輔奏、一枚諸臣五位姓名并馬毛、少輔奏、並納黄帛袋収、省出用、一枚五位已上馬目録、卿奏、一枚四位已上諸王五位姓名并馬毛、 親王一品八疋、二品六疋、三品四品四疋、 者、輔代、 輔代、 上歷名、一通録結番一通録進馬五位已 、 前 従太 又造 太政 一疋、 日

[『本朝月令』 五月五日節会事条

●省―九本ニヨリ改ム。

第128条 不附考帳条

貞観式部式云、(○中略)凡郡司補任之後、二年頻不附考帳者解任、

[『本朝月令』四月二十日奏郡司擬文事条]

巻 31 宮内

第23条 供奉御麻条

二枚、 臣等入行事如常儀、 列御麻等物、 弘仁宮内式云、凡六月十二月晦日、 御贖進華止、 其詞曰、 中臣女於殿上転取供奉、畢復本所、更輔入奏、 一送式部省、一送中務省、 省輔若丞進候延政門、 宮内省申久、 神祇官姓名倭河内乃忌寸部、 畢退出、 御麻進年上、 即輔已下史生已上参大祓所、 大舎人叫門如常、 神祇官供奉御麻御贖、 神祇官姓名御門候止申、 四国乃卜部等率天候止申、 闡司伝宣、 其詞曰、 録送刀祢数札 其日申時、 宮内省申 中臣捧御 訖輔入 中 陳

巻26 主税上

第43条 賀茂祭食料条

貞観主税式云、凡賀茂祭使食料稲四百束、以山城国正税宛之、

[『本朝月令』四月中西賀茂祭事条]

●料―金本ニヨリ補ウ。

[『本朝月令』六月晦日大祓事条]

●伝―九本「輔」、 集成「伝」、延喜式・諸本ニヨリ改ム。

進以上一人奉之、 貞観春宮式云、前式、 四月上申、 奉平野祭幣帛云々、 今案、 春宮有障差

[『本朝月令] 四月上申平野祭事条

巻 38 掃部

第4条 進御贖物条

貞観掃部式云、六月、 ●●●使一枚一枚一枚一枚一枚一枚一枚一枚力力

[『本朝月令』 六月朔日神祇官始奉御贖事条]

巻45 左右近衛 第27条 騎射的条

貞観近衛式云、凡騎射的百廿枚、受木工寮、但騎駒牽并六日的、当府備之、

[『本朝月令』五月五日節会事条]

●御―九本一字虫損、 延喜式「御」アリ、意ヲ以テ補ウ。

●牽―九本ニヨリ改ム。

第58条 暉章堂条

准 世 司 庁 貞観掃部式云、凡暉章堂告朔、 但皇帝臨軒不須, 諸司五位已上座者、 毎朔日旦以儲料鋪之、

[『本朝月令』 四月朔日視告朔事条

第44条 薬玉料条

弘仁近衛式云、凡五月五日薬玉料、 准諸此衛 一昌蒲、 蓬 一惣輿盛 雑花十捧、 居盛 台瓮

 \equiv

月平旦申内侍司、列設南殿前、

[『本朝月令』 五月三日六衛府献昌蒲并花等事条

巻 4 1 弾 正

第10条 進告朔函条

立本司庁前、 弘仁弾正式云、凡進告朔函時者、 他司五位已上者、立東西庁前、六位已下立弁官式部庁後、 弁官、 式部、兵部、 弾正六位已上者、

[『本朝月令』四月朔日視告朔事条

巻 48 左右馬

第24条 四月駒牽条

弘仁馬寮式云、 四月廿七日、御覧駒式、

馬名、詞曰云々、 馬之前、 至於馬出埒下頭御馬名奏進於御監、 右当日早朝調列歷飼御馬、 允一人執馬簿、 進立殿前、 車駕幸於射殿、 御監即執奏、 乃従埒西外御馬陣稍進、 登時官人率御馬、 而後頭助左右陣立於御 比至御前奏 自便門出、

[『本朝月令』 四月二十八日駒牽事条」

●右―九本改行スルニ従ウ。

巻 43

東宮

第14条 平野祭条

飼三十一疋、云々、頭助左右陣立、ハ十疋、国、云々、頭助左右陣立、 如前度畢、今案左右寮助、 貞観馬寮式云、 四月廿七日、御覧駒式、 ●云 ●々、 右寮頭、 左 前式当日早朝調列櫪飼御馬今案 云々、度尽退出、次右寮御馬

[『本朝月令』 四月二十八日駒牽事条

●云々―九本ニヨリ大字二改ム。

(対応条文なし)

官長共加検閲、 弘仁馬寮式、五月三日、 寮経奏令騎、簡定御馬五十三疋、十一正近衛府、列向於近衛埒騎射、 寮官率馬医等、於埓下点馬、 小五月式、右当日二府官人、率近衛兵衛就寮、 能不准状相代、 諸衛

[『本朝月令』五月三日六衛府献昌蒲并花等事条]

五十三疋一疋、 貞観馬式云、 五月三日、 云々、十一疋兵衛府一疋、云々、 小五月式、 前式、当日二 一府官人云々、 簡定御馬

[『本朝月令』 五月三日六衛府献昌蒲并花等事条]

第 26 条 競馬騎射条

馬出、左右近衛中少将与寮頭助、 弘仁馬寮式云、五月六日、 各一人率馬医就馬留標下、注勝負丈尺、寮官各一人立馬出埒左右側、奏 右当日早朝、鞍細馬十疋、車駕幸射殿、登時頭御馬名簿進於御監、 寮官率馬騎近衛十人令騎細馬、即以次度、 ●馬并騎射式、 共令雙走、左右近衛将監左右馬寮允属 度畢頭已下従射殿後至於 則伝

馬名詞云々、

●雙─金本九本以下諸本「雙」に作ル。

[『本朝月令』五月六日競馬事条]

●右─九本改行スルニ従ウ。

●度―金本九本ニヨリ補ウ。

貞観馬寮式云、同月六日、競馬并騎射式、 雖有駿馬、不載駒牽奏文、莫預此例云々、 前式、 当日早朝、 鞍細馬十疋、

[『本朝月令』五月六日競馬事条

「弘仁式」・「貞観式」新出逸文一覧 (稿)

凡例

考または説明は()で示した。頭注については(○頭注)、特に触れる 後に紹介された「弘仁式」・「貞観式」逸文を集成したものである。 一、本項は『弘仁式貞観式逸文集成』 校訂註については原本の文字を改訂すべき字句については〔〕、 (国書刊行会、一九九二年) 刊行 参

たい。 は拙稿「「弘仁式」・「貞観式」逸文集成の補訂とその考察」を参照され

上申日、平岡祭 率雑色人、供奉祭事、 (○頭注)「四座、今加、 小祀、」 [『新撰年中行事』 上、二月上申日平岡祭条]

一、参考にした刊本は、 大日本古記録『陽明文庫本勘例 上 その他

、き校異については「○」印で示した。

巻2 神祇2 四時祭下

第56条 毎月中宮御麻条

式云、 毎月中臣率卜部進之云々、

[『新撰年中行事』上、

正月晦日神祇官奉御贖物事条

巻 1 神 祇 1 四時祭上

第9条 薗韓神祭条

上丑日、 園并韓神祭事 者、用中丑、今案、 、 春日祭後丑、 若有三丑

(○頭注)「小祀、今加、弘仁无、」

[『新撰年中行事』上、二月上丑日園并韓神祭事条]

巻11 太政官

第8条 会参上日条

貞官式、王氏五位以上参此会者、見役外給仕還上日、

[『新撰年中行事』上、三月七日薬師寺最勝会事条]

第 10 条 大宮売神祭条

上午日、 大宮売祭事 月云々、神主供事、

(○頭注)「四座、 今加、 弘仁无、」

[『新撰年中行事』上、二月上午日大宮売祭事条]

巻 12 中務

第70条 追儺条

就木工寮受之云々、中務式云、其弓矢、

○今 ○案、 陰陽寮作進

[『新撰年中行事』下、 十二月晦日追儺事条.

○今案—以下七字、 『撰集秘記』は小書し、 前文の 「中務式云、其弓矢、

就木工寮受之云々」に続けて記す。

受之云々、今案、陰陽寮作進、中務式云、其弓矢、就木工寮

第]] 条

平岡祭条

[『撰集秘記』十二月晦日追儺事条]

巻 18 式部上

第76条 最勝維摩不参条

季禄、 貞観太政官式云、王氏五位以上若不参者、 ,其参不者待太政官所下簿知之、 不得預新嘗会節、 六位以下奪

[『小野宮年中行事』三月七日薬師寺最勝会事条]

同式部式云、五位以上若不参者、

不得預新嘗会、六位以下奪季禄、

其参

[『新撰年中行事』上、 三月七日薬師寺最勝会会事条 不者、待太政官所下簿、警云々、

例在、此 弘式部式云、(○中略) 二日給之、 預具録曆名移弾正台、 又云、 位禄者、 其四位・五位自参而受、 毎年十一月十一日申太政官、 七十以上、不参議及散位年 廿

[『新撰年中行事』 下 十一月十日三省申位禄文事条

見也、 除由不

巻 20 大学

第 4 条 祭日相当条

貞式云、 及兔、 代之以魚、六衛扇式又同之、 京日、在薗韓神并春日・大原野等祭之前、 及当祭日、 停用三牲

[『新撰年中行事』上、 二月上丁釈奠事条

第 7 条 前享廿日条

又云、若上丁当国忌及祈年祭、改用中丁、貞観今案、日蝕亦同、大学式云、十一座、 (善) 度座、先聖文宣王・先師顏子、従祀九應、閔子騫・大学式云、十一座、 (儒) 度座、先聖文宣王・先師顏子、従祀九應、閔子騫・

[『新撰年中行事』上、二月上丁釈奠事条]

貞今案、日蝕亦同云々、若上丁当国忌及祈年祭、

[『新撰年中行事』 上、

八月上丁釈奠事条

巻 21

第5条 国忌条

四日、 高野天皇、 国忌 西大(蔣德) 九月廿七日太政官論奏省除、天長元年十月十日官符、依去

[『新撰年中行事』 Ľ, 八月四日国忌条

九日、 国忌元典 田原天皇、 之後、追偁春日宮天皇、置国忌・山陵也、今不廃務、但省諱志貴皇子、皇子也、霊亀二年、葬田原西陵、弘仁天皇践祚

仁和三卜、 午 而仁和三年打板、 件国忌載弘仁式也、貞観式無所改、 省除件国忌、 元慶八年十二月官符、 猶有此国忌、可尋、 置贈皇太后藤原氏山陵、 而不載延喜式、 令検国史、 元慶八年六月十六日丙 可尋、 又載朝所打板 停田天皇陵、

載朝所打板、但延喜治部式不見、而検式云、東西二両寺、 件田原天皇九日国忌・光孝天皇廿六日国忌等也、 之二参、春宮坊三月十七日・廿一日、 件田原天皇国忌、近代之例、 無廃務、 検貞観式、 八月二度参云々、 不省除、 治部式脱漏不載歟、 所謂八月二度、 又仁和三年已 六位以下三分

当此式可除不除歟者、 可尋論奏・官符等也

[『新撰年中行事』下、

八月九日国忌条

荷前也、 十陵、預 十七日、 国忌事共安崇道天皇、今案止、 **論奏止之、但同年十二月十四日官符、列天長元年十月十日官符、依去九月廿七日**

[『新撰年中行事』下、 十月十七日国忌条.

門除 箇国、

南海六箇国、

大宰、合廿四箇国為三番、

[『新撰年中行事』下、

十一月貢蘇事条

今加、仍無之、 除佐渡、但加賀

山陰六箇国、

丹波、物十六箇国為二番、山陽七箇国、除隱岐、

然而為知旧跡所裁也、(滅)

前式作三番、東海十四国為一番、斥志、

東山五箇国、

陸奥・出羽、除飛騨・

北陸五

第58条 貢蘇番次条

同日、田八田

国忌事分案、改東寺、

太皇太后云々、桓武天皇(高野新笠)

[『新撰年中行事』下、十二月二十八日国忌条.

第 10 条

最勝会条

貞玄式云、 始、十三日終云々、

[『新撰年中行事』上、 三月七日薬師寺最勝会事条〕

不在此限、

巻26 主税上

第10条 位禄運賃条

以東、北陸道能登以北、 貞主税式云、凡五位已上位禄、 山陰道伯耆以西、 給諸国者、 東海道駿河以東、 給運賃、 自餘諸国及在国 々山道信乃

[『新撰年中行事』下、十一月十五日位禄目録合造奏事条。

巻 29 刑部

数、使并十師連署、上奏之、同貞式云、受戒畢、見具 録僧

第72条 受戒条

○見具録―延喜玄蕃式「具録」。

第 27 条 売児条

[『新撰年中行事』上、三月十一日受戒事条]

弘式云、 其大宝二年制律以後、 在庚寅年以後、及因負賃被強充賤、 検延喜式不載此条、今案、律設売親充賤之罪、 父母縁貧窮売児為賤、其事在己丑年以前者、任依元契、若売 依法科断 并余親相売者、皆改為良、不須論罪、

依事重畳除其繁章歟、但為見旧事、 猶載此文 式制依法科断之文、

[『小野宮年中行事裏書』十一月主殿寮進御殿炭及殿上侍料炭事]

税、

[『新撰年中行事』下、 十月一日隠首等帳事条

具如延式、 貞今案、

544

巻 23 民部下

第18条 隠首括出条

弘式云、隠首并者、 十月一 旦 除帳等帳、 一二年 日,月世 主計寮送省、 判署付主

巻31 宮内	『紀家集』「競狩記」「『紀家集』「競狩記」
第59条 国栖条	
弘仁宮内式云、凡供奉節会吉野・御 勝 笛工、毎節以十七人為定、国栖(トヤン)	
無位庸布二端、有位調布二端、	第82条 白玉腰带条
遊	
	参議用豹皮後鞘、五位以上用虎皮、六位用北豹皮、〈响多羅□`〉
	[『紀家集』「競狩記」
巻40 主水	
第2条 御生気御井神条	
主水司式云、御生気御井神祭、准此、右随御生気、択宮中若京内一井堪	第84条 烏犀帯条
用者定、前冬土王、令牟義都首漂治即祭之、至於立春日昧旦、牟義都	白玉带、五位以上□□馬 脛 帯、五□□□□烏犀帯、若帯剣者
首汲水、付司擬供奉、一汲之後、廃而不用、	参議用豹皮後鞘、五位以上用虎皮、六位用北豹皮、⟨≒俗云、⟩
(○頭注)「前式付水司云々、」	[『紀家集』「競狩記」
[『新撰年中行事』上、正月立春日主水司献立春水事条条]	
○前式偏字―この傍書、『撰集秘記』になし。	
	巻43 東宮
	第44条 帯刀舎人条
巻41 弾正	式云、分兵衛置帯刀云々、
第35条 京中巡察条	[『小野野宮年中行事裏書』二月十一日列見選人事裏書
貞格、隔月云々、而同式云、今案、雖格有隔月之制、然依彼符毎月巡察	
云々、	
[『新撰年中行事』上、毎月弾正巡察京中事条]	巻45 左右近衛
第80条 虎皮豹皮条	参入、陣紫宸殿前、内舎人立清涼殿西廂、 『高式云、大『 時、陣御在所、又兵衛直 第18条 大雷時条

○大雪—延喜近衛式「大雷」。

○清涼殿―延喜近衛式「春興殿」。

第23条 賭射射手条

奏聞、取箭近衛八人、 貞近衛式云、十八日、 射手官人・近衛并十人、将監、 為二番、 々別四人、不帯弓箭、 当日早旦、 録夾名

[『新撰年中行事』上、正月十八日賭弓事条』

巻48 左右馬

第1条 御牧条

牧亦 監任

本朝月令云、右諸牧駒云々、 信濃・上野両任牧監、国殿カ 余国任主当、早斐国

[陽明文庫本『北山抄』巻九、羽林要抄、 『本朝月令』八月駒牽事条逸文』 信濃馬日事裏書/

第3条 年貢御馬条

前両牧、卅疋、元五十疋、 延式云、真衣野・相

[『新撰年中行事』下、八月七日牽甲斐国勅旨牧御馬事]

式 元十五疋、今五疋、繋飼十疋、毎年十月以前牽貢、株務、牽天、元十五疋、今五疋、繋飼十疋、毎年十月以前牽貢、路次之国、不(差)(表)

[『新撰年中行事』下、八月二十五日牽武蔵立野御馬事条.

巻 49

兵庫

第33条 鼓吹戸条

伴云、兵部式吹部等、 以三月一日試習才業、 即帰本郷、畿内吹部等五十以上、不得吹習者免之、 起十月一日、尽二月卅日、合五箇月間、教習鼓角、

和銅二年六月十二日、

右大弁官宣之、

[『令集解』職員令27鼓吹司条.

表 弘仁式貞観式逸文集成目録 (稿

凡例

一、本表は、谷口とし氏が小倉慈司氏の指示により入力した逸文データ文集成』)に新出逸文を加えて諸司式ごとに配列したものである。一、本表は『弘仁式貞観式逸文集成』(国書刊行会、一九九二年、以下『逸

一、通番は本表作成時に新たに付加したものである。

をもとに再検討を行い、

考察を加えたものである。

- 、『逸文集成』所収逸文は頁数を記載した。
- 条文」として備考に記載した。 条文」として備考に記載した。 集英社版の条文番号・条文番号は「旧版が集英社版と異なる場合には、集英社版の条文番号・条文番号は「旧文番号・条文名は訳注日本史料を一部修正した歴博版を使用した。 歴博文番号・条文名を掲げ、右に「弘仁式」、「貞観式」の逸文を掲げた。一、左に延喜式条文名を掲げ、右に「弘仁式」、「貞観式」の逸文を掲げた。
- た推定のものには「ヵ」と付した。「(参考)」、いずれとも決めがたいものについては、「―」と記した。まれる条文は「貞」、『逸文集成』で参考逸文として掲げられているものは一、式名は、「弘仁式」と認められる条文は「弘」、「貞観式」と認めら一、式名は、「弘仁式」と認められる条文は「弘」、「貞観式」と認めら
- 一、目録作成の上で、参照した文献は以下のとおりである。

年。 \Box 年。 式逸文」田島公編 飯田瑞穂 小倉慈司 古代史籍の研究 川尻秋生「御牧制の成立―貞観馬寮式御牧条の検討を中心として 一五〇、二〇〇四年。 『古代東国史の基礎的研究』 尻秋生 「『類聚三代格』 「陽明文庫所蔵 「『紀家集』と国史編纂 ―「競狩記」を中心として―_ 『禁裏・公家文庫研究』 中 清水潔「弘仁式貞観式逸文をめぐって」『皇學 巻四の復原に関する覚書」『飯田瑞穂著作集 動例 吉川弘文館、 塙書房、二〇〇三年、 御薬・朝賀・小朝拝』 二〇〇〇年、 Ħ, 思文閣出版、 初出 初出一九九九 所引弘仁宮内 一九八四年。 二 〇 五 更

> 弘 b 年、 二〇一四年 館、 事 荷前別貢幣に関わる推定「弘仁式」逸文」『関西大学文学論集』 六三 - 四 中行事書と新史料』吉川弘文館、二〇一二年、 ついて―伝存していた藤原行成の『新撰年中行事』―」『日本古代の年 会、一九九二年。 虎尾俊哉 文集成—」同編『陽明文庫 二〇〇三年。田島公「『勘例』七巻―初めて紹介される局務・官務の勘 裏書』―」『日本古代典籍史料の研究』思文閣出版、二〇一一年、 旧蔵『寛平二年三月記』について―新たに発見された『小野宮年中行事 館大学史料編纂所報 に引かれる新史料―」『日本古代の年中行事書と新史料』 二〇一二年、 「「官曹事類」「弘仁式」「貞観式」などの新出逸文―『新撰年中行 初出一九五一年。 「貞観式の体裁」 初出 西本昌弘a「東山御文庫所蔵の二冊本 史料』一六八、二○○○年。 虎尾俊哉編『弘仁式貞観式逸文集成』 一九九八年。 『古代典籍文書論考』吉川弘文館、 近衛家伝来の至宝』吉川弘文館、二〇一九年。 西本昌弘「『新撰年中行事』 初出一九九八年。西本昌 鹿内浩胤 『年中行事』に 国書刊 吉川弘文 田中教忠 一九八一 所引の 初出

されたい。 されたい。 立れたい。 立れたい。 一、弘仁式部式下・弘仁主税式上については、別途『逸文集成』を参照一、『逸文集成』未収の史料については、表に網掛けをしている。

(二〇二〇年四月九日受付、二〇二〇年八月二〇日審査終了)国立歴史民俗博物館共同研究協力者)(早稲田大学院文学研究科、

表 弘仁式貞観式逸文集成目録(稿)

2 一 1 神祇1 四時祭上 9 蘭韓神祭 貞 『新撰年中行	出典 備考 行事』所引前後神祇式
2 一 1 神祇1 四時祭上 9 蘭韓神祭 貞 『新撰年中行	行事」所引前後神祇式
3 一 1 神祇 1 四時祭上 10 大宮売神祭 貞 『新撰年中行	事』2月上丑日闌并韓神祭事条 西本氏紹介の新出逸文(西本 1998b)。頭注に「小祀、今加、 弘仁无、」とあり。
	事』2月上午日大宮売祭事条 西本氏紹介の新出逸文(西本 1998b)。頭注に「四座、今加、 弘仁无、」とあり。
4 — 1 神祇1 四時祭上 11 平岡祭 貞 『新撰年中行	事』2月上申日平岡祭条 西本氏紹介の新出逸文(西本 1998b)。頭注に「今加、小祀、」 とあり。
5 3 1 神祇1 四時祭上 14 大忌祭 弘 『本朝月令』	4月4日広瀬竜田祭事条
6 3 1 神祇1 四時祭上 15 風神祭 弘 『本朝月令』	4月4日広瀬竜田祭事条
7 3 1 神祇1 四時祭上 17 平野祭 貞 『本朝月令』	4月上申平野祭事条
8 3 1 神祇1 四時祭上 ― (対応条文なし) 貞 内閣文庫本	『諸神記』梅宮条
9 4 1 神祇 1 四時祭上 21 御贖祭 弘 『本朝月令』	6月朔日神祇官始奉御贖事条
10 4 1 神祇 1 四時祭上 21 御贖祭 弘 『本朝月令』	6月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条
11 4 1 神祇1 四時祭上 22 卜御体 弘 『本朝月令』	6月10日奏御卜事条
12 5 1 神祇 1 四時祭上 23 月次祭 弘 『本朝月令』	6月11日神今食祭事条
13 6 1 神祇1 四時祭上 30 御贖 弘 『本朝月令』	6 月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条
14 6 1 神祇 1 四時祭上 31 中宮御贖 弘 『本朝月令』	6 月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条
15 8 1 神祇 1 四時祭上 33 鎮火祭 弘 『小野宮年中	行事』6月鎮火祭事条
16 8 1 神祇1 四時祭上 34 道饗祭 弘 『小野宮年中	行事』6月道饗祭事条
17 10 2 神祇 2 四時祭下 48 鎮魂祭 弘 『令集解』職	員令神祇官条
18 10 2 神祇 2 四時祭下 55 毎月御麻 弘 『小野宮年中	行事』正月晦日神祇官奉御麻事条
19 10 2 神祇 2 四時祭下 56 毎月中宮御麻 弘 『小野宮年中	行事』正月晦日神祇官奉御麻事条
20 — 2 神祇 2 四時祭下 56 毎月中宮御麻 — 『新撰年中行	「延喜式」対応条文とは異なっているため、「弘仁式」か「貞 観式」の逸文の可能性がある (西本 1998a)。本文第 2 節 (五) 参照。
21 10 2 神祇 2 四時祭下 57 毎月御贖 弘 『小野宮年中	行事』正月晦日御巫奉御贖事条
22 — 2 神祇 2 四時祭下 57 毎月御贖 弘 『新撰年中行	事』正月晦日御巫奉御贖事条
23 12 3 神祇 3 臨時祭 40 東西文部 弘 『本朝月令』	6月晦日東西文部奉献刀事条
24 12 3 神祇 3 臨時祭 49 触穢応忌 弘 『西宮記』巻	七、定穢事所引或記
25 13 3 神祇 3 臨時祭 49 触穢応忌 (参考) 『小野宮年中	行事』所引前後神祇式
26 12 3 神祇 3 臨時祭 50 弔喪 弘 『文保記』太	神宮参詣精進条々
27 13 3 神祇 3 臨時祭 50 弔喪 (参考)『小野宮年中	行事』所引前後神祇式
28 14 3 神祇 3 臨時祭 51 改葬傷胎 (参考) 『小野宮年中	行事』所引前後神祇式
29 12 3 神祇 3 臨時祭 52 致散斎 貞 『年中行事秘 仏寺故者事』	·抄』可相定大中小祀其致斎散斎問并忌 と限事条
30 14 3 神祇 3 臨時祭 52 致散斎 (参考) 『小野宮年中	行事』所引前後神祇式
31 14 3 神祇 3 臨時祭 53 無服瘍 (参考) 『小野宮年中	行事』所引前後神祇式
32 13 3 神祇 3 臨時祭 54 懐姙月事 貞 『年中行事秘 仏寺故者事。	抄』可相定大中小祀其致斎散斎問并忌 と限事条
33 14 3 神祇 3 臨時祭 54 懐姙月事 (参考) 『小野宮年中	行事』所引前後神祇式
34 14 3 神祇 3 臨時祭 55 甲乙触穢 (参考) 『小野宮年中	行事』所引前後神祇式
35 15 3 神祇 3 臨時祭 56 一司穢 (参考) 『小野宮年中	行事』所引前後神祇式
36 15 3 神祇 3 臨時祭 57 触失火 (参考) 『小野宮年中	行事』所引前後神祇式
37 16 4 神祇4 大神宮 1 大神宮 貞 『皇字沙汰文	
38 16 4 神祇4 大神宮 3 度会宮 貞 『皇字沙汰文	J
39 17 4 神祇 4 大神宮 一 遷宮 貞 『祭主補任』 左弁官下文	大中臣安則条裏書延喜3年12月9日
40 18 5 神祇 5 斎宮 97 斎王相代 (参考) 一条家本 [8	近喜式』巻五傍注
41 19 7 神祇7 大嘗祭 2 大祓使 (参考)弘『日本三代実	録』貞観元年9月10日条
42 20 8 神祇8 祝詞 5 広瀬大忌祭 弘 『本朝月令』	4月4日広瀬龍田祭事条 文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため「弘 仁式」と考えられる(虎尾 1951)。
43 22 8 神祇 8 祝詞 6 竜田風神祭 弘 『本朝月令』	4月4日広瀬龍田祭事条 文中に記載はないものの,「貞観式」には祝詞式が無いため 「弘仁式」と考えられる(虎尾 1951)。

				延喜式対	応条文			「弘仁式」・「貞	真観式」逸文
通番	逸文 集成 頁数	巻	諸司式		条文番号	条文名	式名	出典	備考
44	23	8	神祇8	祝詞	7	平野祭	弘	『本朝月令』4月上申平野祭事条	文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため 「弘仁式」と考えられる(虎尾 1951)。
45	25	8	神祇 8	祝詞	8	久度古関	弘	『本朝月令』4月上申平野祭事条	文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため 「弘仁式」と考えられる(虎尾 1951)。
46	26	8	神祇 8	祝詞	9	月次祭	弘	『本朝月令』6月11日神今食祭事条	文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため 「弘仁式」と考えられる(虎尾 1951)。
47	27	8	神祇 8	祝詞	12	大祓	弘	『本朝月令』6月晦日大祓事条	文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため 「弘仁式」と考えられる(虎尾 1951)。
48	27	8	神祇 8	祝詞	13	献横刀呪	弘	『本朝月令』6月晦日大祓事条	文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため 「弘仁式」と考えられる(虎尾 1951)。
49	28	8	神祇8	祝詞	19	豊受祈年月次祭	弘	『皇字沙汰文』	
50	30	11	太政官		2	庶務申官	弘	『類聚符宣抄』延喜7年7月17日宣旨	
51	47	11	太政官		4	時刻	(参考) 貞ヵ	『九条年中行事』申政時条	
52	47	11	太政官		9	少納言牒式	(参考)	内閣文庫本『延喜式』(慶長写本)巻十一太政官式 少納言牒式条脚註	
53	30	11	太政官		30	上日	弘	『小野宮年中行事』正月朔日太政官進参議已上上日 事条	
54	31	11	太政官		30	上日	弘	『年中行事秘抄』正月3日奏去月上日事条	
55	31	11	太政官		30	上日	弘	『師光年中行事』正月3日奏去月上日事条	
56	_	11	太政官		30	上日	弘	『新撰年中行事』正月1日奏去月上日事条	
57	47	11	太政官		38	遁避不署	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条	
58	32	11	太政官		42	日蝕	弘	『小野宮年中行事』廃朝事条	
59	32	11	太政官		43	国忌	弘	『小野宮年中行事』正月4日太皇太后国忌事条	
60	_	11	太政官		43	国忌	弘	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	
61	33	11	太政官		58	進薪	弘	『小野宮年中行事』正月 15 日進御薪事条	
62	33	11	太政官		59	拝除	弘	『小野宮年中行事』正月朔日式部省進国司秩満帳事 条	
63	33	11	太政官		69	大忌風神	弘	『本朝月令』4月4日広瀬龍田祭事条	
64	34	11	太政官		71	平野祭	弘	『本朝月令』4月上申平野祭事条	
65	34	11	太政官		72	賀茂祭	弘	『本朝月令』4月中酉賀茂祭事条	
66	35	11	太政官		73	御体卜	弘	『本朝月令』6月10日奏御卜事条	
67	35	11	太政官		73	御体卜	弘	『小野宮年中行事』6月10日奏御卜事条	
68	35	11	太政官		73	御体卜	弘	『年中行事秘抄』6月10日御体御卜事条	
69	36	11	太政官		_	(対応条文なし)	貞	『本朝月令』4月上卯大神祭事条所引延喜9年外記 日記	
70	36	11	太政官		74	月次祭	弘	『本朝月令』6月11日月次祭事条	
71	37	11	太政官		74	月次祭	弘	『小野宮年中行事』6月11日神今食祭事条	
72	_	11	太政官		74	月次祭	弘	『新撰年中行事』6月11日神今食祭事条	
73	37	11	太政官		74	月次祭	貞	『本朝月令』6月11日神今食祭事条	
74	_	11	太政官		74	月次祭	貞	『新撰年中行事』6月11日神今食祭事条	
75	39	11	太政官		75	大祓	弘	『本朝月令』6月晦日大祓事条	
76	39	11	太政官		75	大祓	貞	『本朝月令』6月11日神今食祭事条	
77	39	11	太政官		76	伊勢使	弘	『小野宮年中行事』9月11日奉幣伊勢太神宮事条	
78	40	11	太政官		77	鎮魂新嘗	弘	『年中行事秘抄』11 月中寅日鎮魂祭事条	
79	_	11	太政官		81	会参上日	弘	『新撰年中行事』2月上卯大原野祭事条	
80	40	11	太政官		81	会参上日	貞	『小野宮年中行事』2月上申日春日祭事条	
81	40	11	太政官		81	会参上日	貞	『小野宮年中行事』2月上申日大原野祭事条	
82	_	11	太政官		81	会参上日	貞	『新撰年中行事』2月上卯大原野祭事条	
83	_	11	太政官		81	会参上日	貞	『新撰年中行事』3月7日薬師寺最勝会事条	西本氏紹介の新出逸文(西本 1998b)。
84	40	11	太政官		82	興福寺	貞	『小野宮年中行事』10月10日興福寺維摩会始事条	
85	41	11	太政官		101	五月五日	弘	『本朝月令』5月5日節会事条	
86	41	11	太政官		102	負馬	貞	『本朝月令』5月5日節会事条	
		1 **			102	75.00		TO STAND STAND HOUSE AND STANDS	

			,	延喜式対応条	文		「弘仁式」・「」	真観式」逸文
通番	逸文 集成 頁数	巻	諸司式	条番		式名	出典	備考
87	41	11	太政官	10	2 負馬	貞	『小野宮年中行事』5月5日節会事条	
88	41	11	太政官	10	3 相撲	弘	『本朝月令』6月25日任左右相撲司事条	
89	42	11	太政官	10		弘	『小野宮年中行事』7月15日七寺盂蘭盆供養事条	
90	42	11	太政官	11	0 山陵幣	弘	『本朝月令』4月上卯日大神祭条所引延喜9年外記 日記	「本朝月令」所引延喜9年外記日記所引の逸文2条については、 「弘仁式」の規定を「貞観式」において修正したと考えるの が妥当 (虎尾 1992)。
91	_	11	太政官	11	0 山陵幣	弘力	『新撰年中行事』12月13日点荷前使参議事条	『撰集秘記』は「又云」を「入云」に誤る。以下 95 字。『撰集秘記』にもほぼ同文がみえるが、延喜太政官式にはみえない。大臣(太政官)が荷前使の五位以上を点定するという方式は弘仁 4年12月以前に遡り(「類聚符宣抄」巻四、弘仁 4年12月15日宣旨)。『小野宮年中行事』所引弘仁中務式の「其使三位、太政官定之、自余省点、大舎人者寮差」と比べても古様の規定を残している。あるいはこの 95 字は弘仁太政官式を伝えるものか(西本 2012)。
92	_	11	太政官	11	0 山陵幣	弘力	『新撰年中行事』12月13日荷前事条	弁官以下90字、『撰集秘記』にもほぼ同文がみえるが、延喜太政官式とは異なる部分が多い。このうち「天皇御便殿、礼拝奉职」の9字は、『年中行事秘抄』が引く「『弘仁式』」と一致するので、この90字は弘仁太政官式を伝えるものであるう(西本2012)。ただし、引用部分については要検討か。
93	42	11	太政官	11	0 山陵幣	弘	『年中行事秘抄』12月荷前事条	『年中行事秘抄』所引の逸文は『師光年中行事』にも同文が 引かれる (虎尾 1992)
94	42	11	太政官	11	0 山陵幣	貞	『本朝月令』4月上卯日大神祭条所引延喜9年外記 日記	『本朝月令』所引延喜9年外記日記所引の逸文2条については、 「弘仁式」の規定を「貞観式」において修正したと考えるの が妥当 (虎尾 1992)。
95	_	11	太政官	11	3 季禄	弘力	『新撰年中行事』2月13日三省申考選及春夏季禄 目録事条	延喜太政官式は「惣造目、三日下符式部」。「令史生送式部」 の部分は「弘仁式」文か(西本 2010)。
96	43	11	太政官	11	8 馬料	弘	『年中行事秘抄』正月馬料事条	
97	43	11	太政官	12	7 列見	弘	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
98	43	11	太政官	12	7 列見	貞	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
99	44	11	太政官	12	8 擬階	弘	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
100	44	11	太政官	12	8 擬階	弘	『小野宮年中行事』4月7日二省奏成選短冊事条	
101	44	11	太政官	12	8 擬階	貞	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
102	45	11	太政官	13	0 位記召給	弘	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
103	45	11	太政官	13	0 位記召給	貞	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
104	45	11	太政官	13	0 位記召給	貞	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
105	45	11	太政官	13	1 任郡司	弘	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
106	46	11	太政官	13	3 新暦	弘	『小野宮年中行事』11 月朔日中務省奏御暦事条	
107	46	11	太政官	13	4 鼓吹	弘	『小野宮年中行事』10月朔日奏発鼓吹声日事条	
108	_	11	太政官	13	5 断罪文	弘力	『新撰年中行事』10月4日刑部省進年年終断罪文 事条	本文に「改先式、准別式、十月〔廿日脱カ〕以前令進上、為 忌凶事也」とある。
109	48	11	太政官	14	3 造館舎	(参考) 弘	『撰集秘記』2月11日官所宛事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連 の深い延喜太政官式 143・144・145 を掲げる。ただし、鈴木 琢郎氏は「弘仁式」の逸文ではなく、「弘仁式」の規定につ いて行成が説明を施した文章」とする(鈴木 2009)。本文第 2 節 (一) 参照。
110	_	11	太政官	14	3 造館舎	(参考) 弘	『新撰年中行事』2月11日官所充事条	延喜太政官式 143・145 条を引用した後に掲載。本条は延喜 式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜 太政官式 143・144・145 を掲げる。ただし、鈴木琢郎氏は「「弘 仁式」の逸文ではなく、「弘仁式」の規定について行成が説 明を施した文章」とする(鈴木 2009)。本文第 2 節 (一) 参照。
111	48	11	太政官	14	4 文殿公文	(参考) 弘	『撰集秘記』2月11日官所宛事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連 の深い延喜太政官式 143・144・145 を掲げる。ただし、鈴木 琢郎氏は「弘仁武」の逸文ではなく、「弘仁武」の規定につ いて行成が説明を施した文章」とする(鈴木 2009)。本文第 2節(一)参照。
112	_	11	太政官	14	4 文殿公文	(参考) 弘	『新撰年中行事』2月11日官所充事条	延喜太政官式 143・145 条を引用した後に掲載。本条は延喜 式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜 太政官式 143・144・145 を掲げる。ただし、鈴木琢郎氏は「「弘 仁式」の逸文ではなく、「弘仁式」の規定について行成が説 明を施した文章」とする(鈴木 2009)。本文第 2 節 (一) 参照。
113	48	11	太政官	14	5 厨家別当	(参考) 弘	『撰集秘記』2月11日官所宛事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連 の深い延喜太政官式 143・144・145 を掲げる。ただし、鈴木 琢郎氏は「「弘仁式」の逸文ではなく、「弘仁式」の規定につ いて行成が説明を施した文章」とする(鈴木 2009)。本文第 2節 (一) 参照。

				延喜式対応	条文			「弘仁式」・「貞	真観式」逸文
通番	逸文 集成 頁数	巻	諸司式		条文番号	条文名	式名	出典	備考
114	_	11	太政官		145	厨家別当	(参考) 弘	『新撰年中行事』2月11日官所充事条	延喜太政官式 143・145 条を引用した後に掲載。本条は延喜 式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜 太政官式 143・144・145 を掲げる。ただし、鈴木琢郎氏は「「弘 仁式」の逸文ではなく、「弘仁式」の規定について行成が説 明を施した文章」とする(鈴木 2009)。本文第 2 節 (一) 参照。
115	46	11	太政官		152	年終帳	貞	『小野宮年中行事』正月 21 日諸司年給帳進太政官 事条	
116	49	12	中務		24	小斎歴名	貞	『西宮記』巻四、神今食条	
117	49	12	中務		29	相撲司	弘	『本朝月令』6月25日任左右相撲司事条	『年中行事秘抄』7月26日相撲内取事条・『師光年中行事』7月26日相撲内取事条にほぼ同文がみえる(虎尾1992)。
118	49	12	中務		29	相撲司	貞	『本朝月令』6月25日任左右相撲司事条	
119	50	12	中務		30	相撲節	貞	『本朝月令』6月25日任左右相撲司事条	『要文』「七日」ナシ。
120	50	12	中務		33	鎮魂祭	弘	『小野宮年中行事』11 月中寅日鎮魂祭事条	式文の範囲については要検討。
121	50	12	中務		34	新嘗青摺	_	『政事要略』11月新嘗祭条	「弘貞中式」と表記されている。
122	51	12	中務		52	戸籍	貞	『別聚符宣抄』天慶元年 12 月 20 日官符	
123	52	12	中務		64	荷前使	弘	『小野宮年中行事』12月13日点荷前使参議已上奏 聞事条	
124	52	12	中務		66	荷前次侍従	貞	『小野宮年中行事』12月13日点荷前使参議已上奏 聞事条	本文第2節(二)参照。
125	52	12	中務		66	荷前次侍従	貞	『類聚符宣抄』天暦元年 12 月 13 日宣旨	
126	52	12	中務		68	荷前内舎人	貞	『小野宮年中行事』12月13日点荷前使参議已上奏 聞事条	本文第2節(二)参照。
127	56	12	中務		68	荷前内舎人	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
128	_	12	中務		70	追儺	弘	『新撰年中行事』12月晦日追儺事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。『撰集秘記』12 月晦 日条に同文あり (逸文集成未収)。
129	_	12	中務		70	追儺	貞	『撰集秘記』12 月晦日追儺事条	所功氏は「「今案陰陽寮作進」が貞観式逸文だとすれば、そ の前の「木工寮受之」は弘仁式逸文か。」とする(所 1986)。
130	_	12	中務		70	追儺	貞	『新撰年中行事』12月晦日追儺事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。『撰集秘記』12 月晦 日条に同文あり (逸文集成未収)。
131	52	12	中務		74	諸司時服	弘	『本朝月令』6月9日中務省奏給諸司春夏時服文事 条	本条については、部分的な逸文として『小野宮年中行事』2 月10日条に、また『年中行事秘抄』6月9日条及び『師光 年中行事』6月9日条にも記載あり(ただし、『年中行事秘 抄』1師光年中行事』は日付に過誤があると考えられる)(虎 尾 1992)。
132	53	12	中務		74	諸司時服	貞	『本朝月令』6月9日中務省奏給諸司春夏時服文事 条	本条については、部分的な逸文として『小野宮年中行事』2 月10日条に、また『年中行事秘抄』6月9日条及び『師光 年中行事』6月9日条にも記載あり(ただし、『年中行事秘 抄』「師光年中行事』は日付に過誤があると考えられる)(虎 尾 1992)。
133	54	12	中務		76	後宮時服	弘	『本朝月令』4月10日中務省奏給後宮并女官春夏 時服文事条	
134	_	12	中務		76	後宮時服	弘	『新撰年中行事』4月10日中務省申給後宮并女官 時服夏時服事条	
135	55	12	中務		77	宮人時服	弘	『本朝月令』4月10日中務省奏給後宮并女官春夏 時服文事条	
136	55	12	内記		2	朝賀	貞	『年中行事抄』正月元日朝賀事条	
137	55	12	内記		6	告朔函	弘	『本朝月令』4月朔日視告朔事条	『年中行事秘抄』・『師光年中行事』の4月旬日条に「弘仁式 云、天皇御大極殿、」と見えるのも本条の逸文であろう(虎 尾 1992)。
138	57	13	中宮		-	(不明)	_	東山御文庫蔵「延喜式覆奏短尺草」第三度	
139	57	13	中宮		_	(不明)	_	東山御文庫蔵「延喜式覆奏短尺草」第三度	
140	58	15	内蔵		13	賀茂祭	弘	『本朝月令』4月中酉賀茂祭事条	『要文』「退各」
141	58	15	内蔵		23	毎月御贖	弘	『本朝月令』6月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条	九本以下諸本「春宮」
142	58	15	内蔵		23	毎月御贖	貞	『本朝月令』6月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条	
143	59	16	陰陽		3	進暦	弘	『年中行事抄』11月1日中務省奏御暦事条	
144	59	16	陰陽		3	進暦	弘	『年中行事秘抄』11月1日奉御暦事条	『師光年中行事』にもほぼ同文が見える。
145	59	16	陰陽		16	荷前日	貞	『小野宮年中行事』12月勘申諸申諸国受領吏功課 事条	
146	59	16	陰陽		17	土牛童子	弘	『年中行事秘抄』12月大寒日夜半諸門立土牛童子 像条	

				延喜式対応条	文 文		「弘仁式」・「』	貞観式」逸文
通番		巻	諸司式	条:		式名	出典	備考
147	頁数	16	陰陽	17		弘	『新撰年中行事』12月大寒日立土牛童子像事条	
148	60	16	陰陽	17	土牛童子	貞	 『撰集秘記』12月大寒日立土牛童子像条	
149	_	16	陰陽	17	土牛童子	貞	 『新撰年中行事』12 月大寒日立土牛童子像事条	
150	61	17	内匠	29		貞	『本朝月令』5月6日競馬事条	
151	62	18	式部上	1	賀正	弘	 『小野宮年中行事』正月朔日受群臣朝賀事条	
152	62	18	式部上	3	元正行列次第	弘	『法曹類林』巻二百、承平6年12月23日問答	
153	62	18	式部上	4	節会行列	弘	『『法曹類林』巻二百、承平 6 年 12 月 23 日問答	
154	63	18	式部上	5	非執政	貞	『法曹類林』巻二百、天承5年5月中原明兼所作問 答所引寛平元年7月14日式部省勘文	
155	_	18	式部上	5	非執政	貞	『小野宮年中行事裏書』正月1日宴会事裏書	(鹿内 2003) が紹介。『法曹類林』にもほぼ同文が載せられている (虎尾 1992)。
156	63	18	式部上	6	前参議以上	_	『法曹類林』巻百九十七、天慶3年12月2日問答	
157	75	18	式部上	12	不預謝座	(参考)	『西宮記』定考所引天慶8年8月14日『九暦』	
158	64	18	式部上	14	闕荷前使	貞	『小野宮年中行事』12月13日点荷前使参議已上奏 聞事条	
159	64	18	式部上	14	闕荷前使	貞	『類聚符宣抄』巻四、天暦元年 12 月 13 日宣旨	
160	64	18	式部上	22	除目奏	貞	『小野宮年中行事』正月 11 日除目事条	
161	65	18	式部上	24	朝堂座	_	『日本三代実録』元慶8年5月29日条	
162	65	18	式部上	33	弾正失礼	弘カ	『令集解』職員令式部省条令釈	
163	65	18	式部上	64	大歌召	貞	『小野宮年中行事』10月21日大歌始事条	
164	_	18	式部上	64	大歌召	貞	『新撰年中行事』10月21日大歌所初事条	
165	66	18	式部上	65	御斎会	貞	『小野宮年中行事』正月8日大極殿御斎会始事条	
166	_	18	式部上	65	御斎会	貞	『新撰年中行事』正月8日大極殿御斎会始事条	
167	66	18	式部上	69	国忌	弘	『類聚符宣抄』 承平7年12月22日宣旨	
168	66	18	式部上	69	国忌	弘	『小野宮年中行事』正月4日太皇太后国忌事条	
169	66	18	式部上	69	国忌	弘	『撰集秘記』12月3日国忌事条	
170	_	18	式部上	69	国忌	弘	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	本文第2節(二)参照。
171	_	18	式部上	69	国忌	弘	『新撰年中行事』12月3日国忌事条	『撰集秘記』には「式一式」、『小野宮年中行事』には「弘仁 治部式云」として引用されている(虎尾 1992)。
172	66	18	式部上	69	国忌	貞	『小野宮年中行事』正月4日太皇太后国忌事条	
173	_	18	式部上	69	国忌	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜式部式上69・71・73を掲げる。「貞式―云」から始まる一文が「貞観式」段階では1条であったのか、貞観式3条分の抄出文なのかは検討を要する。
174	_	18	式部上	7]	帰却	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連 の深い延喜式部式上69・71・73を掲げる。「貞式一云」から 始まる一文が「貞観式」段階では1条であったのか、貞観式 3条分の抄出文なのかは検討を要する。
175	67	18	式部上	72	給上日	貞	『小野宮年中行事』正月4日太皇太后国忌事条	
176	_	18	式部上	72	給上日	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	『撰集秘記』は「五位以下」とする。
177		18	式部上	73	十二月国忌	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連 の深い延喜式部式上69・71・73を掲げる。「貞式一云」から 始まる一文が「貞観式」段階では1条であったのか、貞観式 3条分の抄出文なのかは検討を要する。
178	_	18	式部上	76	最勝維摩不参	貞	『小野宮年中行事』3月7日薬師寺最勝会事条	『逸文集成』未収。『新撰年中行事』には「式部式」とある。 西本氏は『小野宮年中行事』引用逸文を「貞観式部式」の誤 りとする(西本 1998b)。本文第 2 節 (三) 参照。
179	_	18	式部上	76	最勝維摩不参	貞	『新撰年中行事』3月7日薬師寺最勝会事条	『小野官年中行事』3月7日条に「貞観太政官式云、王氏五位以上若不参者、不得預新曾会節、六位以下奪季禄、其参不者待太政官所下簿知之、」とある。西本氏はこれを「貞観式部式」の誤りとする(西本1998b)。本文第2節(三)参照。
180	67	18	式部上	87	五位已上歷名	弘	『小野宮年中行事』正月7日以後式部省進五位已上 歴名帳事条	
181	_	18	式部上	87	五位已上歷名	弘	『新撰年中行事』正月7日以後式・兵両省進五位已 上歴名帳事条	
182	67	18	式部上	87	五位已上歷名	貞	『小野宮年中行事』正月7日以後式部省進五位已上 歴名帳事条	
183	_	18	式部上	87	五位已上歷名	貞	『新撰年中行事』正月7日以後式・兵両省進五位已 上歴名帳事条	

				延喜式対応多	条文			「弘仁式」・「』	貞観式」逸文
通番	逸文 集成	巻	諸司式		文	条文名	式名	出典	備考
胆 苗	乗成 頁数	包	油印八	翟	号	米又石	八石	山央	· 拥名
184	67	18	式部上	8	88	郡司歴名	貞	『小野宮年中行事』正月7日以後式部省進五位已上 歴名帳事条	
185	_	18	式部上	8	88	郡司歴名	貞	『新撰年中行事』正月7日以後式・兵両省進五位已 上歴名帳事条	
186	68	18	式部上	8	89	長案	弘	『法曹類林』巻百九十七、承和7年2月17日問答	
187	68	18	式部上	ć	99	判補雑色	弘	『続日本後紀』 承和8年2月乙卯条	
188	68	18	式部上	1	.12	郡司	貞	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
189	68	18	式部上	1	.14	郡司有闕	弘	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
190	69	18	式部上	1	.15	郡司補任	貞	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
191	69	18	式部上	1	.20	畿内復任	貞	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
192	69	18	式部上	1	.21	畿内成選	貞	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
193	69	18	式部上	1	.22	補任郡司	貞	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
194	69	18	式部上	1	.23	奉大臣宣	貞	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
195	70	18	式部上	1	.24	失錯	貞	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
196	70	18	式部上	1	.25	郡領叙位	貞	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
197	70	18	式部上	1	.26	不附考帳	貞	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
198	75	18	式部上	1	.31	選内出入	(参考) 弘	『続日本後紀』承和12年6月壬午条	
199	70	18	式部上	1	.36	引唱	弘	『令集解』選叙令応叙条朱説	
200	71	18	式部上	1	.46	内外補任帳	弘	『小野宮年中行事』正月朔日式・兵両省補任帳進太 政官事条	
201	71	18	式部上	1	.46	内外補任帳	貞	『小野宮年中行事』正月朔日式・兵両省補任帳進太 政官事条	
202	_	18	式部上	1	.63	四季徴免	弘	『新撰年中行事』正月 16 日式部省進徵免課役帳事 条	
203	76	18	式部上	1	.67	判事	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条	
204	71	18	式部上	1	.72	非業博士医師	貞ヵ	『日本三代実録』仁和元年3月15日条	
205	72	18	式部上	1	.78	両色	貞ヵ	『日本三代実録』仁和元年3月15日条	
206	76	18	式部上	1	.84	諸衛府	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
207	72	18	式部上	1	.85	計歴	弘	『類聚三代格』 承和 15 年 3 月 22 日太政官符	
208	72	18	式部上	1	.86	熟本業	弘	『続日本後紀』承和8年2月乙卯条	
209	73	18	式部上	1	.87	受業非業	貞ヵ	『日本三代実録』仁和元年3月15日条	
210	73	18	式部上	1	.93	試雑生	弘力	『類聚符宣抄』天曆 6 年 2 月 21 日明法得業生桜井宿祢守明解文	
211	73	18	式部上	1	.94	程限	貞	『類聚符宣抄』天曆 6 年 2 月 21 日明法得業生桜井宿祢守明解文	
212	_	18	式部上	2	252	位禄	弘	『新撰年中行事』11月10日三省申位禄文事	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。
213	75	18	式部上	2	253	五位以上卒	弘	『小野宮年中行事』11月13日三省申位禄文事条	
214	_	18	式部上	2	253	五位以上卒	弘	『新撰年中行事』11月10日三省申位禄文事条	
215	75	18	式部上	2	262	兼官上日	弘	『類聚三代格』貞観 10 年 6 月 28 日官符	『続日本紀』養老元年2月丙申条の制を淵源とする。『令集解』 禄令4行守条朱説から式部省例として制定されたことがうか がえる。
216	77	19	式部下		6	大祓	貞	『小野宮年中行事』6月晦日大祓事条	
217	_	19	式部下		6	大祓	貞	『新撰年中行事』6月晦日大祓事条	
218	77	19	式部下	2	24	九月九日	弘	『年中行事秘抄』9月9日宴会事条	
219	_	20	大学		1	釈奠	弘	『新撰年中行事』2月上丁釈奠事条	
220	80	20	大学		2	三牲	(参考)	『日本三代実録』仁和元年 11 月 10 日条	
221	80	20	大学		2	三牲	(参考)	『日本三代実録』仁和元年 11 月 10 日条	
222	80	20	大学		4	祭日相当	(参考)	『日本三代実録』仁和元年 11 月 10 日条	
223	_	20	大学		4	祭日相当	貞	『新撰年中行事』2月上丁釈奠事条	西本氏紹介の新出逸文(西本 1998b)。延喜左右近衛式 42 釈 獎三牲条の規定も「貞観式」まで遡ることが確認できる(西 本 1998b)。
224	80	20	大学		6	器実	(参考)	『日本三代実録』仁和元年11月10日条	
225	78	20	大学		7	前享廿日	弘	『類聚三代格』貞観2年12月8日官符	

				延喜式対応	木乂		「弘仁式」・「貞観式」逸文					
通番り	逸文 集成 頁数	巻	諸司式		条文番号	条文名	式名	出典	備考			
226	-	20	大学		7	前享廿日	弘	『新撰年中行事』2月上丁釈奠事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。8 月上丁釈奠事条と 同文。			
227	78	20	大学		7	前享廿日	貞	『小野宮年中行事』2月上丁釈奠事条	「同式云」以下は『新撰年中行事』によると延喜式条文。			
228	-	20	大学		7	前享廿日	貞	『新撰年中行事』2月上丁釈奠事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。8 月上丁釈奠事条と 同文。			
229	-	20	大学		7	前享廿日	貞	『新撰年中行事』8月上丁釈奠事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。2 月上丁釈奠事条と 同文。			
230	78	20	大学		23	祭器	_	『政事要略』承平7年勘解由使勘判釈奠礼器無実事	達左文庫蔵神村文庫本「祭器」、大阪市立大学福田文庫本・ 宮内庁書陵部本・東京大学総合図書館蔵本「登器」。また、 『逸文集成』では文意不明として採録されていないが、『政事 要略』諸写本には「之穢則作拠」の5字が続く。			
231	79	25	大学		25	講書日限	弘	紅葉山文庫本『令義解』学令書入				
232	79	25	大学		25	講書日限	貞	紅葉山文庫本『令義解』学令書入				
233	81	25	大学		35	講経	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条				
234	79	25	大学		37	擬文章生	_	『本朝文粋』意見十二箇条				
235	79	25	大学		46	音試	弘	『類聚三代格』貞観11年5月7日官符				
236	81	25	大学		51	丹後国稲	(参考)	『日本三代実録』元慶8年9月14日条				
237	82	21	治部		5	国忌	貞	『撰集秘記』12月23日国忌事条				
238	-1	21	治部		5	国忌	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条				
239	-1	21	治部		5	国忌	貞	『新撰年中行事』8月4日国忌条	西本氏紹介の新出逸文(西本 1998b)。			
240	-1	21	治部		5	国忌	弘	『新撰年中行事』8月9日国忌条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。			
241	- 1	21	治部		5	国忌	貞	『新撰年中行事』10月17日国忌事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。			
242	- 1	21	治部		5	国忌	貞	『新撰年中行事』12月23日国忌事条				
243	_	21	治部		5	国忌	貞	『新撰年中行事』12月28日国忌事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。			
244	82	21	治部		6	国忌布施	貞	『小野宮年中行事』正月4日太皇太后国忌事条				
245	_	21	治部		6	国忌布施	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	『撰集秘記』にも同文あり。			
246	82	21	治部		11	外国賻物	弘	『政事要略』貞観 12 年 12 月 25 日官符				
247	84	21	治部		-	(対応条文なし)	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条				
248	82	21	玄蕃		1	御斎会	貞	『小野宮年中行事』正月8日大極殿御斎会始事条				
249	_	21	玄蕃		1	御斎会	貞	『新撰年中行事』正月8日大極殿御斎会始事条				
250	83	21	玄蕃		3	大元帥法	貞	『小野宮年中行事』正月8日太元帥法始事条				
251	_	21	玄蕃		10	最勝会	貞	『新撰年中行事』3月7日薬師寺最勝会事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。			
252	84	38	玄蕃		38	任僧綱	(参考) 弘	『日本三代実録』貞観6年2月16日条				
253	83	21	玄蕃		45	近都寺	貞	東寺観智院本『類聚三代格』巻三、二定額寺書入				
254	83	21	玄蕃		46	講読師	貞	『小野宮年中行事』10月治部省申諸国講読師簡定 事条				
255	83	21	玄蕃		57	別当三綱	貞	『日本三代実録』元慶6年6月3日条				
256	84	21	玄蕃		58	別当長官	貞	『日本三代実録』元慶6年6月3日条				
257	-	21	玄蕃		72	受戒	貞	『新撰年中行事』3月11日受戒事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。			
258	85	21	諸陵		15	多武岑近墓	貞	内閣文庫本『延喜式』(慶長写本) 卷二十一、諸陵 式傍註				
259	90	22	民部上		1	畿内	(参考) 弘	『続日本後紀』承和3年10月己未条				
260	86	22	民部上		11	郡里名	弘	紅葉山文庫本『令義解』戸令書入				
261	86	22	民部上		12	貢限	貞	『日本三代実録』仁和3年3月11日条				
262	86	22	民部上		13	未進調庸物	貞	『日本三代実録』仁和3年3月11日条				
263	87	22	民部上		15	絹絁尺寸	弘	紅葉山文庫本『令義解』賦役令書入				
264	87	22	民部上		21	貢調庸使	貞	『貞観交替式』斉衡2年5月10日官符				
265	87	22	民部上		23	勘納調庸物	_	『日本三代実録』元慶7年11月2日条				
	88	22	民部上		35	雑掌勘申	_	『政事要略』承平4年4月19日官符所引延長6年 10月5日官符				
267	91	22	民部上		43	朝集雑掌	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』 貞観 12 年 12 月 25 日条				

				延喜式対応条文			「弘仁式」・「貞	貞観式」逸文
\W.III.	逸文	**	=#===	条文	2-2	-4-7	III deb	
通番	集成 頁数	巻	諸司式	番号	条文名	式名	出典	備考
268	88	22	民部上	51	食封	_	『法曹類林』巻十九七、天慶3年12月2日惟宗公 方勘答	
269	88	22	民部上	52	封戸定数	_	『類聚三代格』 寛平 6 年 6 月 1 日官符	
270	91	22	民部上	74	停給事力	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
271	88	22	民部上	83	籍書紙	_	『政事要略』天慶元年 12 月 26 日官符	
272	89	22	民部上	96	官田	弘	『類聚三代格』 貞観 2 年 4 月 19 日官符	
273	91	22	民部上	98	外五位位田	(参考) 弘	紅葉山文庫本『令義解』田令書入	
274	89	22	民部上	102	位田薨卒	弘	紅葉山文庫本『令義解』田令書入	
275	89	22	民部上	105	御体御卜	貞	『小野宮年中行事』6月10日奏御卜事条	式文の範囲については要検討。
276	90	22	民部上	107	無主品位田	_	『政事要略』天暦 5 年 12 月 27 日官符所引同月 10 日奏	
277	92	22	民部上	128	荒田	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
278	90	22	民部上	141	供御料	弘	『類聚三代格』 貞観 2 年 4 月 19 日官符	
279	93	23	民部下	14	正税帳	_	『類聚三代格』寛平6年9月29日官符	
280	_	23	民部下	18	隐首括出	貞	『新撰年中行事』10月1日隠首等帳事条	西本氏紹介の新出逸文(西本 1998b)。
281	93	23	民部下	21	拘留返抄	_	『政事要略』天慶元年 12 月 26 日官符	
282	93	23	民部下	22	地子帳	_	『別聚符宣抄』延喜14年8月8日官符	
283	94	23	民部下	28	綱領	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
284	94	23	民部下	50	春米運京	弘	『類聚三代格』貞観4年9月22日官符	
285	_	23	民部下	58	諸国貢蘇番次	貞	『新撰年中行事』11月貢蘇事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。
286	95	23	民部下	66	雑交易未進	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
287	96	25	主計下	2	損益	弘	『類聚三代格』貞観9年5月8日官符	
288	97	25	主計下	6	損田	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
289	96	25	主計下	7	大帳後死	_	『政事要略』天慶 5 年 12 月 29 日官符	
290	96	25	主計下	28	畿内調銭	_	『政事要略』延喜 15 年 7 月 7 日官符所引元慶 5 年 5 月 11 日符	
291	98	26	主税上	1	勘税帳	弘	『政事要略』天暦 4 年 9 月 16 日惟宗公方勘文	
292	99	26	主税上	2	勘租帳	_	『別聚符宣抄』延喜 14 年 8 月 8 日官符所引延喜 12 年 8 月 13 日解	『政事要略』巻五十三にも収められている。
293	99	26	主税上	2	勘租帳	_	『日本三代実録』元慶6年9月2日条	
294	99	26	主税上	5	出挙本稲	弘	『日本三代実録』元慶5年2月19日条	
295	101	26	主税上	19	公田穫稲	(参考) 弘ヵ	『拾芥抄』田籍部	
296	100	26	主税上	34	算闕	弘	『類聚三代格』 寛平 3 年 8 月 3 日官符	
297	100	26	主税上	37	収穎	弘	『類聚三代格』延喜2年3月13日官符	
298	101	26	主税上	43	賀茂祭食料	貞	『本朝月令』4月中西賀茂祭事条	本条は「弘仁式」断簡には見えず、「貞観式」で新たに定立 した式条と考えられる(虎尾 1992)。
299	102	26	主税上	82	諸使程限	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
300	102	26	主税上	94	工匠加給	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
301	102	26	主税上	99	布直	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
302	101	26	主税上	102	位禄運賃	貞	『年中行事秘抄』2月奏給諸司春夏及皇親時服文事 条	
303	_	26	主税上	102	位禄運賃	貞	『新撰年中行事』11月15日位禄目録合造奏事条	西本氏紹介の新出逸文。『年中行事秘抄』に抄出文あり。西 本氏は葉室本『年中行事秘抄』の記載によって,2月位禄定 事条とする(西本 1998b)。
304	103	26	主税上	_	(対応条文なし)	(参考) 弘ヵ	『日本三代実録』 貞観 12 年 12 月 25 日条	
305	104	28	兵部	4	大射	弘	『年中行事抄』正月 15 日兵部省手番事条	
306	_	28	兵部	4	大射	弘	『新撰年中行事』正月 15 日兵部省手番事条	

				延喜式対応	心条文			「弘仁式」・「」	貞観式」逸文
通番	逸文 集成 頁数	巻	諸司式		条文 番号	条文名	式名	出典	備考
307	104	28	兵部		5	中例	貞	『年中行事秘抄』正月 17 日射礼事条	
308	104	28	兵部		7	騎射	弘	『本朝月令』5月5日節会事条	
309	105	28	兵部		8	進走馬	弘	『本朝月令』5月5日節会事条	
310	105	28	兵部		8	進走馬	弘	『小野宮年中行事』5月4日奏走馬結番并毛色事条	
311	_	28	兵部		8	進走馬	弘	『新撰年中行事』5月4日奏走馬結番并毛色事条	
312	_	28	兵部		8	進走馬	弘	『新撰年中行事』5月先一日(5月5日)奏毛色付事条	
313	106	28	兵部		19	漆弓	貞	『小野宮年中行事』正月 17 日内射事条	
314	106	28	兵部		47	史生已上	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』 貞観 12 年 12 月 25 日条	
315	106	28	兵部		79	東海道駅伝馬	(参考)	九条家本『延喜式』卷二十八、兵部式書入	
316	107	29	刑部		22	徒人年限	_	『西宮記』巻二十二裏書、天暦 11 年 5 月 26 日勘文	
317	107	29	刑部		23	罪人勘籍	_	『西宮記』巻二十二裏書、天暦 11 年 5 月 26 日勘文	
318	107	29	刑部		26	獄囚衣粮	_	『政事要略』天暦 4 年 10 月 13 日官符	
319	107	29	刑部		27	売児	弘	『政事要略』長徳3年10月27日允亮答	
320	_	29	刑部		27	売児	弘	「小野宮年中行事裏書」10月1日主殿寮進御殿炭 及殿上侍料炭事条裏書	『政事要略』も同文を引用する(虎尾 1992)。鹿内氏が紹介。この売児条は九条家本延喜刑部式に同文があるため、「弘仁式」の規定が延喜式にも引き継がれたと考えられてきたが、延喜式に本条はなかった可能性がある。九条家本以外の延喜式写本に同条はみられない(鹿内 2003)。本文第 2 節 (四)参照。
321	108	29	刑部		30	贖銅銭	貞	『政事要略』天暦 4 年 10 月 13 日官符	
322	108	29	判事		6	盗人	_	『西宮記』巻二十二裏書、天暦 11 年 5 月 26 日勘文	
323	109	30	大蔵		49	受納調庸	_	『日本三代実録』元慶7年11月2日条	
324	109	30	大蔵		88	九月九日節禄	_	『九条年中行事』9月9日節会事条	
325	111	31	宮内		23	供奉御麻	弘	『本朝月令』6月晦日大祓事条	
326	_	31	宮内		59	国栖	弘	陽明文庫所蔵『勘例 御薬・朝賀・小朝拝』国栖 事条	小倉氏紹介の新出逸文(小倉2015)。「「御勝」は「御膳」の 誤写の可能性もあるが、不明である」と指摘されている(田 島2019)。
327	112	33	大膳下		14	盂蘭盆供養料	弘	『小野宮年中行事』7月15日七寺盂蘭盆供養事条	
328	113	37	典薬		1	元日御薬	_	東山御文庫蔵「延喜式覆奏短尺草」第三度	
329	113	37	典薬		36	医師公廨	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』 貞観 12 年 12 月 25 日条	
330	114	38	掃部		4	進御贖物	貞	『本朝月令』6月朔日神祇官始奉御贖事条	
331	114	38	掃部		56	庁座	(参考) 弘	『政事要略』巻六九、糺弾雑事、致敬拝礼下馬事条	
332	114	38	掃部		58	暉章堂	貞	『本朝月令』4月朔日視告朔事条	
333	116	39	内膳		2	大原野祭	貞	『二十二社註式』大原野条	
334	_	40	主水		2	御生気御井神	弘	『新撰年中行事』正月立春日主水司献立春水事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。頭書に「前式付水司 云々、」とあり。
335	117	40	主水		13	聖神寺粥料	弘	『小野宮年中行事』正月 15 日主水司献七種御粥事条	旧条文名は12聖神寺粥料条。
336	118	41	弾正		3	弾正得不得	弘	『政事要略』巻六十一、糺弾雑事(検非違使)或人問	
337	118	41	弾正		4	弾親王	弘	『政事要略』巻六十一、糺弾雑事(検非違使)或人問	
338	118	41	弾正		10	官司枉判	_	『政事要略』延長7年9月19日官符所引寛平7年 12月22日官符	
339	120	41	弾正		29	無位孫王	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』 貞観 12 年 12 月 25 日条	
340	_	41	弾正		35	京中巡察	貞	『新撰年中行事』毎月弾正巡察京中事条	西本氏紹介の新出逸文(西本 1998b)。
341	119	41	弾正		47	臨時別勅	_	『政事要略』昌泰3年8月13日勘文	
342	119	41	弾正		53	衣服色	弘	『政事要略』天慶5年2月10日勘文	
343	120	41	弾正		67	諸禁色	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』 貞観 12 年 12 月 25 日条	
344	119	41	弾正		68	支子染深色	_	『政事要略』天慶 5 年 10 月 14 日宣旨	
345	_	41	弾正		81	虎皮豹皮	_	『紀家集』「競狩記」	(川尻 2004)·本文第 2 節 (五) 参照。
346	_	41	弾正		82	白玉腰带	弘力	『紀家集』「競狩記」	(川尻 2004)・本文第 2 節(五)参照。

				延喜式対応条	 ሂ		「弘仁式」・「』	貞観式」逸文
通番	逸文 集成 頁数	巻	諸司式	条文番号		式名	出典	備考
347	121	41	弾正	84	鳥犀帯	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
348	_	41	弾正	84	烏犀帯	貞ヵ	『紀家集』「競狩記」	(川尻 2004)・本文第 2 節(五)参照。
349	119	41	弾正	105	進告朔函	弘	『本朝月令』4月朔日視告朔事条	
350	121	41	弾正	116	禁色	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
351	120	41	弾正	129	弁官有犯	弘	『政事要略』斉衡2年閏4月14日弾正台問	
352	121	41	弾正	142	米穀出入門	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観 12 年 12 月 25 日条	
353	121	41	弾正	146	門屋	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条	
354	123	42	左右京	13	京路掃除	弘	『続日本後紀』承和7年9月丁丑条	
355	123	42	左右京	19	大路建門屋	(参考) 貞ヵ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条	
356	123	42	東西市	14	東鄽	弘	『続日本後紀』承和9年10月庚辰条	
357	123	42	東西市	15	西鄽	弘	『続日本後紀』承和9年10月庚辰条	
358	125	43	春宮	3	宮臣朝賀	(参考)	『吏部王記』逸文、延長8年正月1日条	『西宮記』巻一,年中行事,正月2日二宮大饗事条所引。
359	125	43	春宮	7	卯杖	弘	『江家次第』正月卯杖事	
360	125	43	春宮	14	平野祭	貞	『本朝月令』4月上申平野祭事条	
361	_	43	春宮	44	带刀舎人	弘力	『小野野宮年中行事裏書』2月11日列見選人事条 裏書	旧条文名は43帯刀舎人条。「弘仁式」部式か弘仁春宮式逸文 か要検討。本文第2節(五)参照。
362	126	45	左右近衛	6	殿上	貞	『北山抄』巻九、羽林要抄裏書	
363	_	45	左右近衛	18	大雷時	_	『新撰年中行事』5月雷鳴事条	「延喜式」対応条文とは異なっているため、「弘仁式」か「貞 観式」の逸文の可能性がある (西本 1998a)。本文第 2 節 (五) 参照。
364	126	45	左右近衛	20	番奏	弘	『小野宮年中行事』正月元正諸衛進当番歷名事条	
365	126	45	左右近衛	23	賭射射手	貞	『小野宮年中行事』正月 18 日賭射事条	
366	_	45	左右近衛	23	賭射射手	貞	『新撰年中行事』正月 18 日賭弓事条	
367	_	45	左右近衛	24	賭射取箭	貞	『新撰年中行事』正月 18 日賭弓事条	西本氏紹介の新出逸文 (西本 1998b)。
368	126	45	左右近衛	27	騎射的	貞	『本朝月令』5月5日節会事条	
369	_	45	左右近衛	42	釈奠三牲	貞	『新撰年中行事』2月上丁釈奠事条	本文に「六衛扇〔府〕式又同之」とあり。
370	127	45	左右近衛	44	薬玉料	弘	『本朝月令』5月3日六衛府献昌蒲并花等事条	『年中行事秘抄』5月3日条にもやや簡略した形で、「弘仁近 衛式云、薬玉料、菖蒲、逢艾、雑花、三日平旦、申内侍司列 設南殿前、」とある(虎尾1992)。
371	128	46	左右衛門	1	大儀	弘	『政事要略』天慶9年8月7日官符	
372	128	46	左右衛門	1	大儀	貞	『政事要略』天慶9年8月7日官符	
373	_	46	左右衛門	16	釈奠三牲	貞	『新撰年中行事』2月上丁釈奠事条	本文に「六衛扇〔府〕式又同之」とあり。
374	128	46	左右衛門	19	左京非違	弘	『政事要略』巻六十一、糺弾雑事 (検非違使)	
375	128	46	左右衛門	19	左京非違	貞	『政事要略』巻六十一、糺弾雑事 (検非違使)	
376	131	47	左右兵衛	8	賭射射手	貞	『小野宮年中行事』正月 18 日賭射事条	
377	_	47	左右兵衛	15	釈奠三牲	貞	『新撰年中行事』2月上丁釈奠事条	本文に「六衛扇〔府〕式又同之」とあり。
378	131	47	左右兵衛	21	晦夜変異	貞	『年中行事秘抄』12月近衛等聞見夜中異変事条	
379	_	48	左右馬	1	御牧	貞	陽明文庫本『北山抄』巻9羽林要抄・信濃馬日事 裏書(『本朝月令』8月駒牽事条逸文)	川尻氏紹介(川尻 1999)。
380	_	48	左右馬	3	年貢御馬	_	『新撰年中行事』8月25日牽武蔵立野御馬事条	
381	_	48	左右馬	3	年貢御馬	_	『新撰年中行事』8月7日牽甲斐国勅旨牧御馬事条	
382	133	48	左右馬	24	四月駒牽	弘	『本朝月令』4月28日駒牽事条	『年中行事秘抄』4月28日条にも「弘仁式云、早朝引櫪飼御馬、車駕幸於射殿、」とある(虎尾1992)。
383	133	48	左右馬	24	四月駒牽	貞	『本朝月令』4月28日駒牽事条	『年中行事秘抄』4月28日条にも「弘仁式云、早朝引櫪飼御 馬、車駕幸於射殿、」とある(虎尾 1992)。
384	134	48	左右馬	_	(対応条文なし)	弘	『本朝月令』5月3日六衛府献昌蒲并花等事条	小五月式は、延喜 17 年に停止されている(「小野宮年中行事」 5月 2 日条)ので、延喜式には本条に対応する条文は見られない(虎尾 1992)。
385	134	48	左右馬	_	(対応条文なし)	貞	『本朝月令』5月3日六衛府献昌蒲并花等事条	小五月式は、延喜 17 年に停止されている(「小野官年中行事」 5月 2 日条)ので、延喜式には本条に対応する条文は見られ ない(虎尾 1992)。
386	134	48	左右馬	26	競馬騎射	弘	『本朝月令』5月6日競馬事条	
							1	

				延喜式対	応条文			「弘仁式」・「貞	貞観式 」逸文
通番	逸文 集成 頁数	巻	諸司式		条文番号	条文名	式名	出典	備考
387	135	48	左右馬		26	競馬騎射	貞	『本朝月令』5月6日競馬事条	
388	_	49	兵庫		33	鼓吹戸	弘力	『令集解』職員令 27 鼓吹司条	(早川 2007) 参照。『日本三代実録』元慶 4年(880) 8月 16 日条も参照のこと。
389	136	50	雑		47	国司遷代	弘	『貞観交替式』	
390	136	50	雑		48	陸奥出羽	貞	『政事要略』巻五九、交替雑事(遷替送丁)	